

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 平成31年度（令和元年度）

守口市教育委員会

令和2年9月

目次

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

- ①点検・評価の趣旨
- ②点検・評価の対象
- ③点検・評価の方法
- ④点検・評価の構成

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

- ①教育委員名簿
- ②教育委員会事務局組織の概要

(3) 守口市教育委員会の活動状況

- ①教育委員会会議の開催状況及び審議案件
- ②教育長及び教育委員の活動状況
- ③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

(4) 平成31年度の教育委員会の取組み

- 教育委員会の決算
- 守口市教育大綱について
- 平成31年度 めざす守口の教育（概要）

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針1】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

- 授業改善の推進
- 学習規律と言語能力の育成
- 自学自習力の育成
- 支援教育の充実
- 就学前教育・保育との連携

【基本方針2】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 生徒指導の充実
- キャリア教育の充実

【基本方針3】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～

- 健康・体力づくりの充実
- 安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

- 学校経営の改善
- 教職員の資質向上・研修の充実
- 教育環境の充実

社会教育分野

【基本方針5】

生涯学べる社会をつくる

- ～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～
- 社会教育の振興

Ⅰ 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、評価した内容を次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)
(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前項第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び重点項目を策定し、より効果的かつ効率的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成31年度(令和元年度)に掲げた主な取組みをもとに、新たに項目立てした教育委員会の取組みを点検・評価の対象としました。

③点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、平成31年度(令和元年度)の事務の管理・執行の状況を4段階で評価し、評価の根拠及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については今後の方向性の箇所でも説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者】

学校教育分野

・関西外国語大学 英語キャリア学部
 (英語キャリア学科小学校教員コース)

教授 浦嶋 敏之 氏

社会教育分野

・関西大学 文学部
 (総合人文学科 教育文化専修)

教授 赤尾 勝己 氏

④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、5つの基本方針に分類し、それぞれの重点項目に教育委員会の取組み、評価、評価の根拠、今後の方向性を明記し、説明が必要と思われる用語については、可能な限り図表及び注釈を付けて掲載しました。

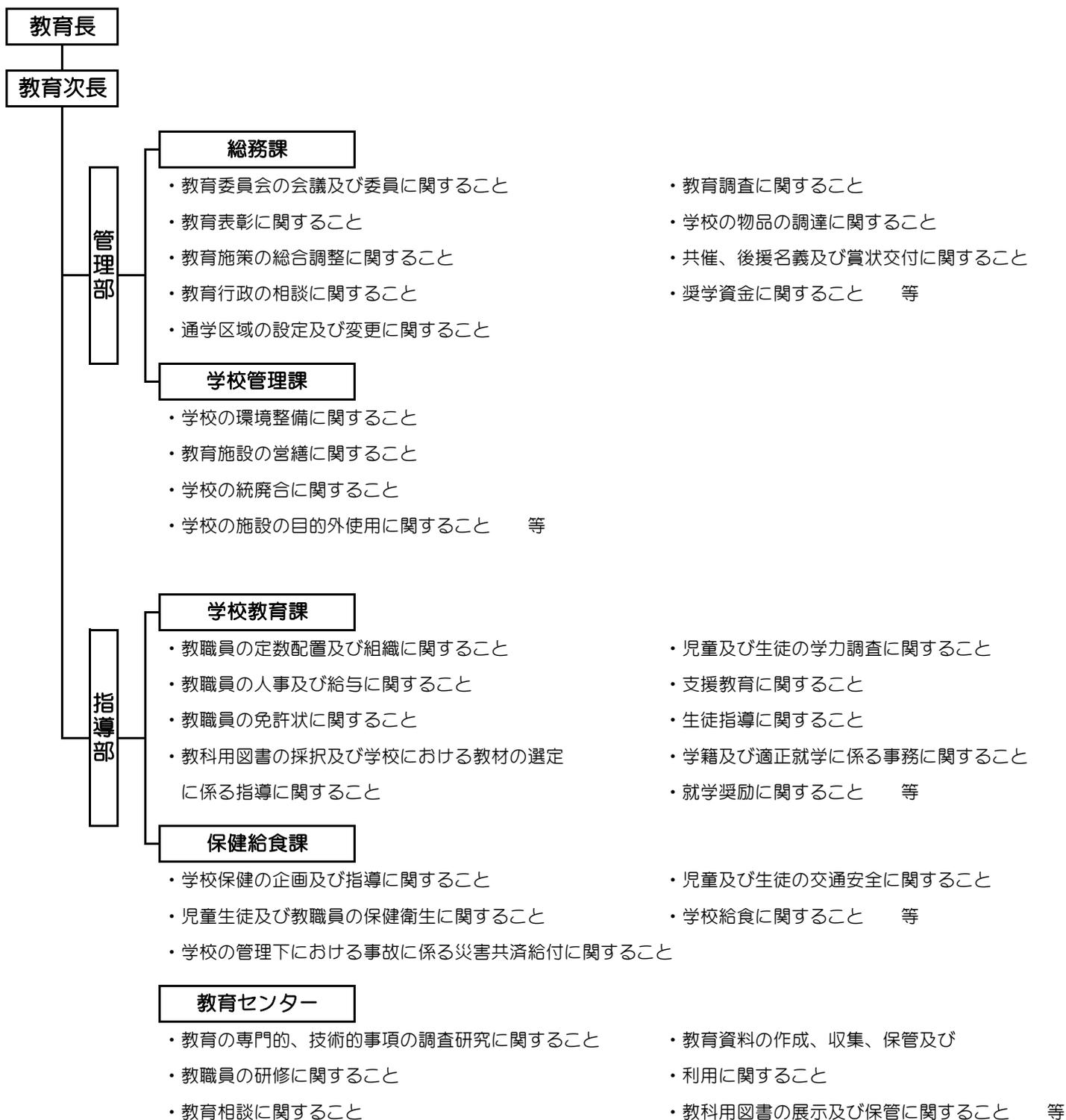
また、基本方針ごとに学識経験者の意見・助言を記載しています。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿 平成31年度(令和元年度)末現在

職名	氏名	任期		
教育長	首藤 修一	1期	平成23年 12月 20日	～ 平成25年 3月 31日
		2期	平成25年 4月 1日	～ 平成29年 3月 31日
		3期	平成29年 4月 1日	～ 令和 2年 3月 31日
教育長職務代理者	渡邊 一郎	1期	平成25年 8月 2日	～ 平成29年 8月 1日
		2期	平成29年 8月 2日	～ 令和 3年 8月 1日
委員	江端 源治	1期	平成24年 3月 11日	～ 平成28年 3月 10日
		2期	平成28年 3月 11日	～ 令和 2年 3月 10日
		3期	令和 2年 3月 11日	～ 令和 6年 3月 10日
委員	駒田 真由美	1期	平成28年 7月 7日	～ 令和 2年 7月 6日
委員	堀 俊一	1期	平成29年 7月 9日	～ 令和 3年 9月 8日

②教育委員会事務局組織の概要(平成31年4月1日時点)



<学校数>

小学校	中学校	義務教育学校
13校	7校	1校

(3) 守口市教育委員会の活動状況

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。

(平成31年度(令和元年度)・・・定例会12回 開催)

開催日 開催会議		審議案件
平成 31 年	4月23日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の推薦について ・守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問内容(案)について ・平成32年度使用中学校教科用図書の採択について ・守口市教育委員会事務局職員の人事異動について
令和 元 年	5月29日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度使用小学校教科用図書調査員の推薦について ・令和元年度教育費補正予算案についての意見 ・さくら小学校新築工事請負契約の締結についての意見 ・(仮称)守口市立図書館改良工事請負契約の締結についての意見 ・守口市立中学校に係る運動部活動の方針の一部改正について
	6月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償請求事件に係る損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解についての意見について
	7月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について ・令和2年度使用小学校教科用図書の採択について
	8月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立図書館条例(案)についての意見 ・守口市立図書館指定管理者選定委員会条例(案)についての意見 ・令和元年度教育費補正予算案についての意見

開催日 開催会議		審議案件
令和元年	8月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）守口市立図書館運営方針（案）について ・「河内国茨田郡大枝村中村家文書」市指定有形文化財指定に係る守口市文化財保護審議会への諮問について ・平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて ・平成30年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について
	9月30日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立図書館条例施行規則案 ・令和元年度教育委員会表彰について
	10月24日 定例会	・案件なし
	11月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度教育費補正予算案についての意見 ・「河内国茨田郡大枝村中村家文書」市指定有形文化財指定について ・守口市立図書館指定管理者の指定についての意見 ・守口市立学校で使用する指導要録及び抄本の改訂について ・令和2年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について
	12月23日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度教育に関する予算についての意見案 ・令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について
令和2年	1月27日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案 ・守口市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案 ・令和元年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市文化財保護審議会委員の委嘱について ・令和2年度 守口市立学校長等任命の内申案

※10月定例会…案件はなく、報告事項のみでした。

開催日 開催会議		審議案件
令和2年	2月18日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育財産の取得について
	3月30日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案 ・守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案 ・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案 ・守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について ・令和2年度 めざす守口の教育（案）について ・教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則 ・守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程 ・教育長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則の施行に伴う職員の異動のための措置に関する規程 ・守口市教育委員会事務局職員の人事異動について ・令和元年度教育費補正予算案についての意見 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業の措置について

②教育長及び教育委員の活動状況

教育長及び教育委員は、教育関係機関の会議や研修、関連行事への出席や教育現場への訪問・視察を通して教育課題及び教育現場の実情把握に努め、効果的・効率的な教育行政の推進に取り組んでいます。

また、市長が教育大綱の策定や見直しを行うに当たり、総合教育会議を通して教育行政に対する協議や意見交換などを積極的に行い、本市が抱える課題や方向性を共有し、反映しています。

その他にも、市内のスポーツ・文化関係団体等の社会教育関連事行事に参加しています。

主な出席行事等	
4月	4日 平成31年度市町村教育委員会教育長会議 12日 大阪府都市教育長協議会役員会・総会・4月定例会 16日 第1回北河内地区教育長協議会 25日 近畿都市教育長協議会定期総会 ~26日
5月	11日 第13回守口門真わんぱく相撲大会 12日 第13回守口市だんじり祭 19日 第51回守口市こどもまつり 21日 平成31年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会 23日 全国都市教育長協議会第71回定期総会・研究大会（富山大会） ~24日 29日 令和元年度守口市文化財研究会総会
6月	1日 なかよし運動会 26日 令和元年度守口地区協力雇用主会定期総会
7月	3日 大阪府守口保健所運営協議会 5日 大阪府都市教育長協議会役員会・7月定例会 8日 北河内地区教育長協議会管外研修会（静岡県静岡市） ~9日 10日 第2回北河内地区教育長協議会 15日 第34回提灯踊大会 26日 大阪府都市教育長協議会夏季研修会1日目 30日 佐太青色防犯パトロール隊協定締結式
8月	9日 守口市安全なまちづくり推進協議会定例会議 18日 令和元年度 守口市中学生スポーツ大会 23日 大阪府都市教育長協議会役員会・夏季研修会2日目・8月定例会
9月	2日 市民一般表彰選考会 10日 第50回守口地区保護司・教育関係合同研修会 23日 さんあい広場「とうだ」十五周年記念行事
10月	4日 図書館指定管理者選定委員会 大阪府都市教育長協議会 役員会・10月定例会 11日 令和元年度近畿市町村教育委員会研修大会

主な出席行事等	
10月	19日 第10回守口市読書感想文発表会 23日 守口市立学校音楽会 24日 近畿都市教育長協議会研究協議会・研修会 ~25日 28日 令和元年度大阪府市町村教育委員会研修会 31日 令和元年度大阪府都市教育長協議会秋季研修会
11月	1日 市民一般表彰 教育委員会表彰 9日 第30回守口市中学生スピーチコンテスト 11日 教育長表彰式 16日 守口市医師会創立70周年記念式典 19日 結成70周年記念守口市赤十字奉仕団大会 20日 令和元年度第1回守口市総合教育会議 24日 大阪国際学園創立90周年記念式典 26日 令和元年度守口市PTA研究大会 30日 守口市立梶中学校創立50周年記念式典
12月	1日 第38回守口市こども会駅伝競走大会 守口子ども議会 7日 ヒューマンライツフェスティバル 12日 教育懇談会
1月	10日 大阪府都市教育長協議会役員会・1月定例会 13日 令和2年守口市成人式 18日 第65回大阪府PTA研究大会 25日 守口地区保護司会薬物乱用防止対話集会 30日 令和元年度大阪府都市教育委員会研修会 令和元年度第3回北河内地区教育長協議会
2月	4日 近畿都市教育長協議会令和元年度第3回役員会 5日 令和元年度北河内地区教育委員会委員研修会 6日 令和元年度第4回北河内地区教育長協議会 7日 大阪府都市教育長協議会2月役員会 12日 北河内音楽会 18日 令和元年度市町村教育委員会教育長・学校教育指導主管部課長会議 25日 守口市学校保健研究大会

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

(4) 平成31年度（令和元年度）の教育委員会の取組み

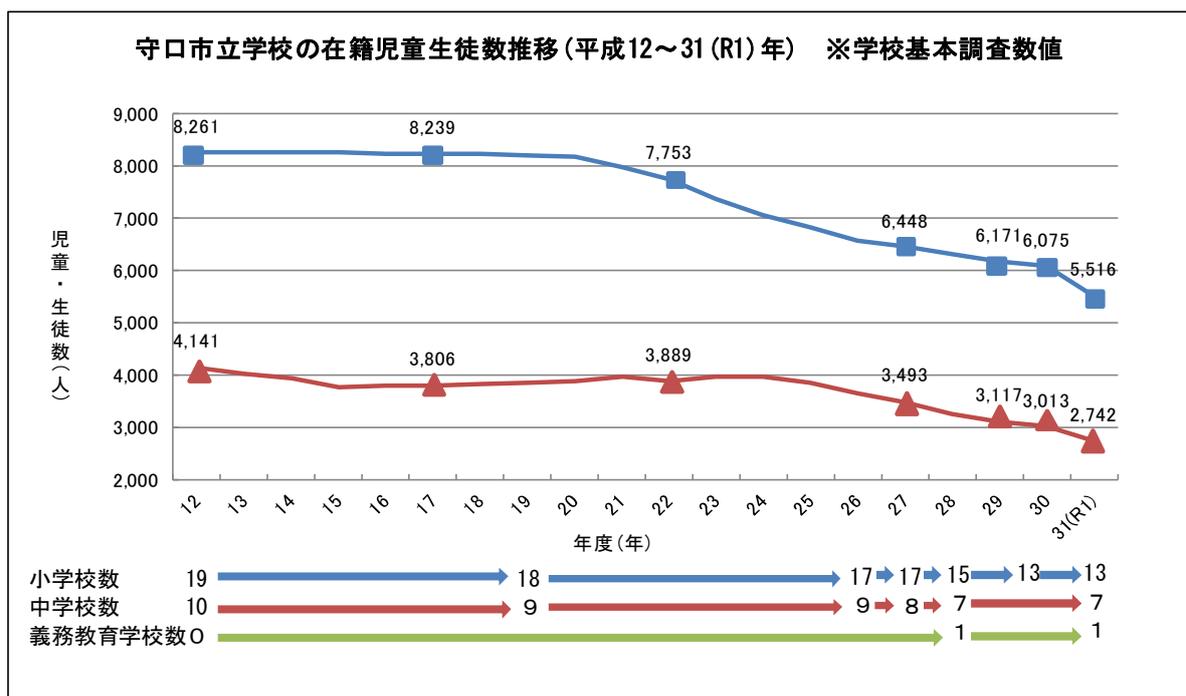
守口市教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育それぞれの分野で目標を掲げ、本市の教育を高める努力をしています。

【教育環境の充実】

平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、平成27年度以降、市立小中学校11校を5校へ統合し、現在は令和3年4月の「さくら小学校」新校舎供用開始に向け、新校舎の建設等に取り組んでいます。

これまでの方針に基づく取組みにより、学校規模の適正化が図られ、令和元年5月1日時点における児童生徒数及び学級数の推計を踏まえると、直ちに統合を実施する必要がないことから、今後は、新設校以外の既存校における校舎等の老朽化を主眼に施設整備を進めることとし、その方向性を示した「魅力ある学校づくりをめざして」を策定しました。

この「魅力ある学校づくりをめざして」を基に、学校施設の長寿命化を基本とした、学校施設整備計画を策定することとし、計画的に整備手法の検討を進めるため、建物の老朽化を総合的に判断する耐力度調査を実施しました。



(市立小・中学校等棟別築年数表)

学校種別	築年数						合計
	10年未満	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上	
小学校	2棟	1棟	1棟	3棟	33棟	9棟	49棟
中学校	2棟			6棟	18棟	4棟	30棟
義務教育学校	3棟						3棟
合計	7棟	1棟	1棟	9棟	51棟	13棟	82棟
棟/全体棟	8.5%	1.2%	1.2%	11.0%	62.2%	15.9%	100.0%

【教育内容の充実】

児童生徒の学習状況が全国水準を上回る状況を達成させるべく、各学校がそれぞれの実情に応じた目標値を掲げ、守口市学力向上プラン（平成30年度から令和2年度）に基づき、各校において設定した統一した授業づくりの視点や9年間の系統的な学習規律を活用しながら、児童生徒が主体的・継続的に家庭学習や読書に取り組むための働きかけ等に組織的かつ系統的に取り組んでいます。その際には、定期的な調査により児童生徒の学習状況を把握しつつ、継続的な教職員研修の実施や研究指定校での成果の全校への発信に努めるとともに、学校図書館の利活用を促進するため、学校図書館全体計画の作成をはじめ「守口市学校図書館基本計画」に基づいた取組みを推進しました。併せて、授業や授業準備等に集中できるよう「学校における働き方改革」の取組みも推進しました。

また、本市の小中一貫教育の一つの柱である「育ちを支える教育コミュニティづくり」をより確かなものとするため、義務教育学校さつき学園における学校運営協議会の取組み内容を踏まえ、全中学校区に「コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げ、各中学校区の実態に合わせた協議を進めるとともに、令和2年度からの制度導入に向けた準備を進めました。

【社会教育の充実】

守口市生涯学習情報センターは、開館後25年が経過し、時代の変化や市民ニーズへの対応を踏まえ、新たな生涯学習・コミュニティ活動の拠点として再生・活性化することが求められています。

このため、市生涯学習情報センターを、図書館法に基づく図書館として再生し、市民の活動拠点として、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」施設の実現をめざすため「守口市立図書館運営方針」を策定し、オープンに向け準備を進めています。

子ども読書活動の推進については、「第2次守口市読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動の推進に向けた取組みを進めました。

文化財については、「河内国茨田郡大枝村中村家文書」を守口市指定有形文化財に指定し、文化財講座や文化財展を開催するなど、文化財を保存・活用する取組みを進めるとともに、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においても、四季折々のイベント等の開催を通して、文化財の普及・啓発に努めました。

【新型コロナウイルス感染症への対応】

令和2年1月、日本国内で新型コロナウイルス感染例が確認されたことを受け、守口市においても対策本部が設置され、感染拡大の防止に向けた対応が進められました。

教育委員会においては、文書の配付やポスター掲示、市ホームページを通じて、児童生徒及び保護者に対し、手洗いや咳エチケット等、ご家庭での感染症予防にかかる注意喚起を行うとともに、各校に備えているアルコール系手指消毒薬やマスク等の感染症対策物品の在庫確認を行い、不足分の補充と、施設用の消毒薬、来校者用の手指消毒薬を新たに各校に配布し、感染拡大の防止に努めました。

また、感染防止対策を行った上での学校行事等の在り方について、各校に示すとともに、感染の疑いのある児童生徒や教職員にかかる対応に関して、文部科学省等が示す指針に基づきつつ、学校医との連携を密に図りながら、個別の状況に応じた対応を行いました。

同年2月27日に首相によって表明された、全国の学校に対する臨時休業の要請を受け、本市においては3月2日から3月24日までの間、すべての市立学校を臨時休業の措置をとるとともに、春季休業期間においても部活動等の教育活動を行わないよう各校に通知しました。

ただし、卒業式については、換気や消毒等の感染防止対策を徹底した上で、卒業生、保護者、教職員のみで、内容や時間短縮等の工夫を行い実施しました。

なお、臨時休業期間においては、家庭での学習課題を配布するとともに、電話や訪問等を通じて児童生徒の健康状態の把握に努めました。

教育委員会の決算

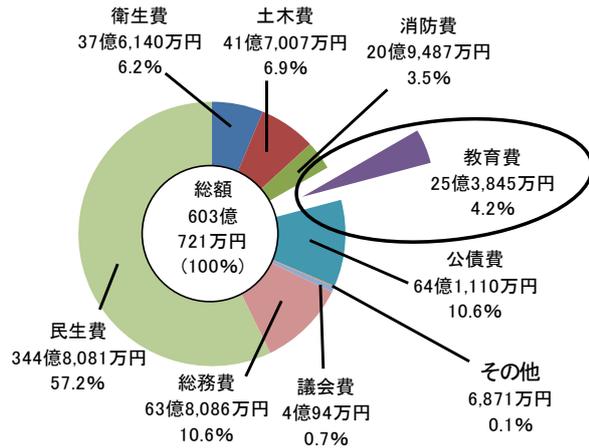
一般会計における過去5年間の決算総額と教育費の割合の推移

(平成27年度～平成30年度は決算額、平成31年度(令和元年度)は決算見込み額)

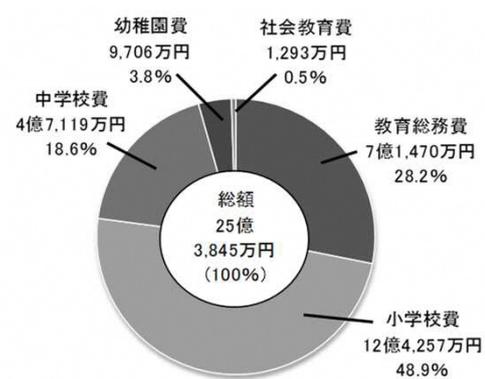
	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	平成31年度 (令和元年度) (決算見込み)
教育費	89億5,368万円	34億 502万円	93億2,602万円	25億3,845万円	40億8,469万円
教育費以外※1	527億4,554万円	569億8,275万円	562億3,875万円	577億6,876万円	572億1,059万円
総額	616億9,922万円	603億8,275万円	655億6,477万円	603億 721万円	612億9,528万円

※1 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

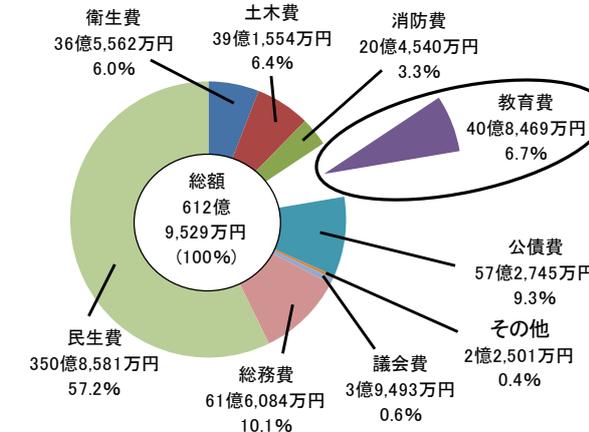
平成30年度一般会計決算の目的別内訳



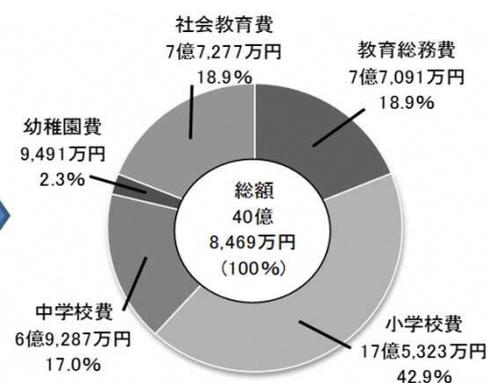
平成30年度教育費決算の目的別内訳



平成31年度(令和元年度)一般会計決算(見込み)の目的別内訳



平成31年度(令和元年度)教育費決算(見込み)の目的別内訳



※平成31年度(令和元年度)教育費決算(見込み)金額増減額的主要理由

①教育総務費	平成31年度(令和元年度)から、土曜日学習事業が全校実施となったことに伴い委託料が増加したため。
②小学校費	さくら小学校新校舎新築工事に伴う工事請負費等が増加したため。 特別教室の空調設備設置工事に伴う工事請負費等が増加したため。 トイレ改良工事に伴う工事請負費等が増加したため。
③中学校費	特別教室の空調設備設置工事に伴う工事請負費等が増加したため。 トイレ改良工事に伴う工事請負費等が増加したため。
④社会教育費	市立図書館整備事業に伴う工事請負費等が増加したため。

守口市教育大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本市では計4回にわたり総合教育会議において市長と教育委員会が協議を重ね、平成28年8月に「守口市教育大綱」を策定しました。(以下、教育大綱より引用)

1. 大綱の趣旨

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2. 策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において学校教育・社会教育に関する課題を共有しつつ、協議・調整を行い、第五次守口市総合基本計画の基本目標の1つである「学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」、重点分野に掲げる「教育・子育ての充実」を踏まえ、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を基礎に理念及び基本方針を定めることとします。

市長と教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進していくものです。

3. 期間

大綱の期間は、令和2年度末までとします。

※平成28年8月に策定した守口市教育大綱については、当初は期間を令和元年度末までとしていましたが、第6次守口市総合基本計画の始期が令和3年度であることとの整合性を鑑み、令和元年11月の令和元年度第一回総合教育会議において、1年間の計画期間延長を決定しました。

4. 現状と課題

知識基盤社会の到来と国際化、情報化の進展など社会が大きく変化する中、核家族化や少子高齢化の進行、また地域内における人と人とのつながりの希薄化など、子ども達を取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においても、子ども達の「学力向上」に向けた取組を進めることはもちろんのこと、児童生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」や「子ども達の安全・安心の確保」、また、不登校や問題行動の増加など、いわゆる「中1ギャップの解消」などが喫緊の課題となっており、これらの課題を解決するために、学校の統合を進めるとともに、義務教育9年を見通した教育目標を掲げ、教職員が地域の子どもの現状を踏まえ、発達段階に応じた指導を行いながら、子どもの豊かな学びをつなぐ小中一貫教育を推進しています。

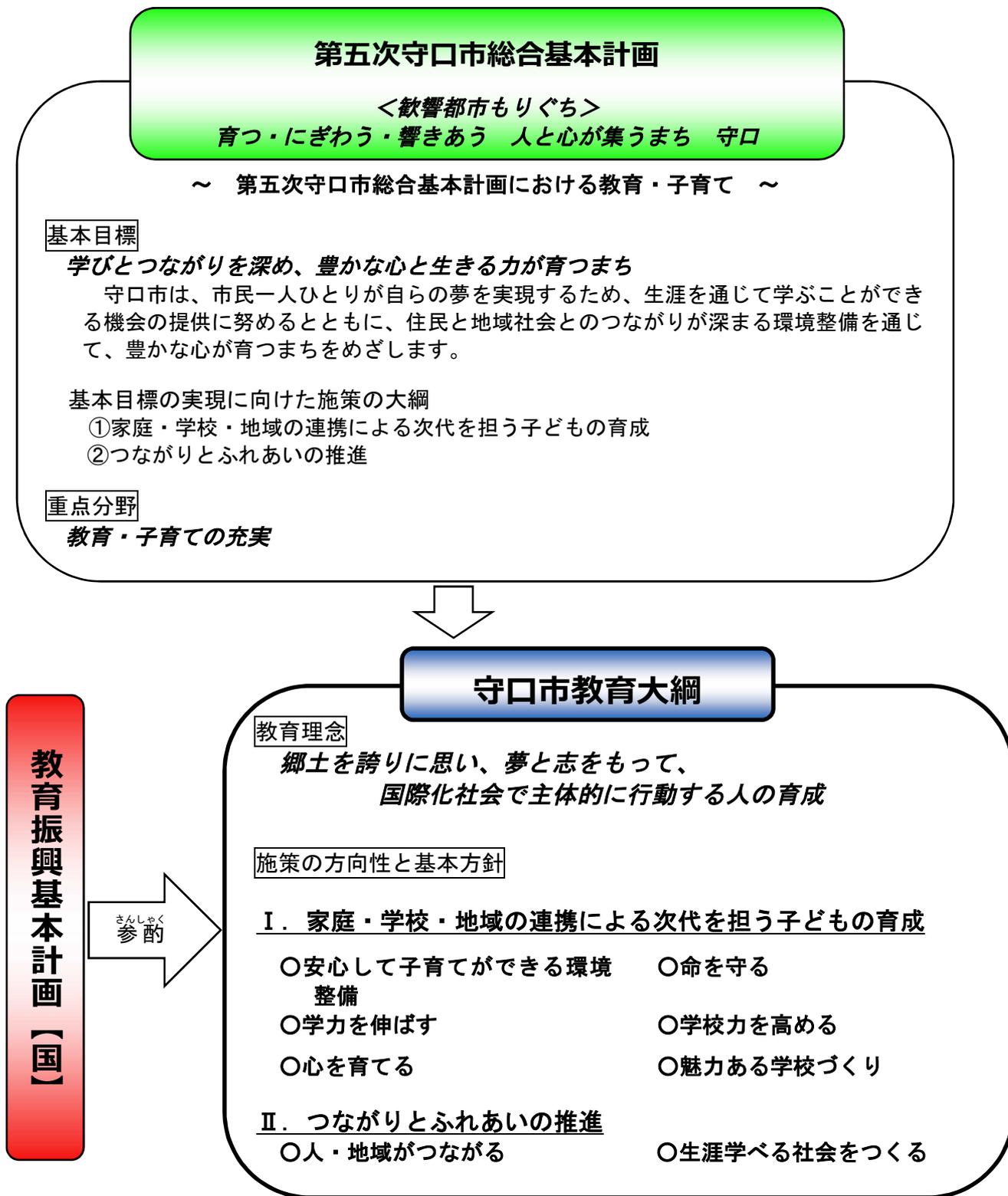
また、社会教育においては、社会教育法の改正において学校・家庭・地域の連携・協力を促進することが位置づけられ、新たに地域住民の学習の成果を活用する機会の充実や児童生徒の放課後の居場所づくりに関する規定等が追加されました。

学校と地域の連携・協働を推進する体制づくりの取組は、子ども達の教育環境を改善するだけでなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動に参画するなど、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながります。学校では実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流の機会を設けるなど、子ども達に多様な教育メニューを提供することができると考えます。

このため、今後においても、市長部局と教育委員会がしっかりと連携を深め、それぞれの権限と責任に

じた取組みを推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちを支える教育コミュニティの形成・充実を図りつつ、今後に変容し続ける社会の中で、子どもが発達段階に応じ「生きる力」を育むために、学校教育・社会教育に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

5. 教育大綱の位置づけ



※参酌…他と比べ合わせて参考にすること

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成』

学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 学力を伸ばす

- 1 授業改善の推進
- 2 学習規律と言語能力の育成
- 3 自学自習力の育成
- 4 支援教育の充実
- 5 就学前教育・保育との連携

基本方針2 心を育てる

- 6 人権教育の充実
- 7 道徳教育の充実
- 8 生徒指導の充実
- 9 キャリア教育の充実

基本方針3 命を守る

- 10 健康・体力づくりの充実
- 11 安全・安心な環境づくりの推進

基本方針4 学校力を高める

- 12 学校経営の改善
- 13 教職員の資質向上・研修の充実

基本方針5 生涯学べる社会をつくる

- 14 社会教育の振興

学校

家庭
地域

連携

認定こども園 等

育ちを支える教育コミュニティづくり

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 1</p>	<p>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</p>
<p>方針目標</p>	<p>小・中・義務教育学校においては、すべての児童生徒に社会の一員として必要とされる資質・能力を養うため「確かな学力」の定着をめざします。</p> <p>そのため、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を進めます。</p> <p>また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめます。</p> <p>学力・学習状況調査等の結果を分析・活用して学習状況を把握するとともに、その成果と課題を明確にしながら、授業・指導方法の工夫、学力・学習状況の改善に取り組みます。</p> <p>その際、「学力向上プラン」に基づいたR-P-D-C-Aサイクルにより、「校内会議」の定期的な実施等、学力向上推進教員を中心とした校内体制を有効に機能させます。</p>
<p>重点項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業改善の推進 2. 学習規律と言語能力の育成 3. 自学自習力の育成 4. 支援教育の充実 5. 就学前教育・保育との連携

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	1
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	13
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	1
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目 1	担当課
1. 授業改善の推進	学校教育課 教育センター
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 ・児童生徒の学習状況の適切な把握による指導と評価の一体化 ・児童生徒が主体的に学ぶ授業づくりのためのICT機器（※1）の効果的な活用の推進 	
教育委員会の取組み	評価
<p>1 学力向上にかかる取組みの組織的な推進（教育指導事業）</p> <p>よりスピード感をもって着実に児童生徒の学習状況を改善するため、授業改善と自学自習力の育成に関連する市の目標値を示した上で、各校の実情に応じた目標値の設定とともに、目標達成に向けた取組みの具体化を図れるよう、守口市学力向上プランに基づく学力向上推進プランの作成を指示する。また、年3回の質問紙調査を実施し、児童生徒の学習状況を把握しながら各校における授業改善及び自学自習力の育成に向けた組織的な取組みを推進する。</p>	○
<p>2 学習意欲を高める授業づくり（教育研究・研修事業）</p> <p>市教委主催の教職研究カレッジ等の研修会を通して、授業改善や児童生徒が主体的に学習に取り組む「学習規律」の確立・育成に向けた取組みをすすめる。</p> <p>その一環として、ICT機器（※1）の効果的な活用及び、児童生徒の情報活用能力育成のため、ICT活用推進リーダーによるタブレット等を活用した研究を情報発信するとともに、プログラミング教育の推進にあたっては、指定校と専門家とをつないだ遠隔教育を実施し、その成果を市内に発信する。</p> <p>その実践等を、集約型サーバ内に保存することで、全教職員の共有化を図り、授業づくりの更なる推進に努める。</p>	○
<p>3 9年間を見通した一貫教育の取組み（教育指導事業、教育研究・研修事業）</p> <p>確かな学力の定着や、中1ギャップ（※2）の解消など、9年間の学びをつなぐ授業づくりに向け、中学校区等ごとに実施される合同授業研究会等に指導主事が参加し、子どもの学びの過程に視点をのいた指導・助言を行う。また、各校で研究テーマに沿った校内授業研究会を計画的に実施することで、校内体制を有効に機能させ、指導方法の工夫・改善を図る。</p>	○
<p>4 夜間学級の充実（中学校夜間学級調査研究委嘱事業）</p> <p>さまざまな年齢層・国籍の生徒が在籍していることから、多様な学びへの対応が行えるよう、少人数グループによる指導や個々の生徒の状況に応じた教材の作成等、一人一人に寄り添った教育活動を推進する。</p>	○

評価の根拠

1

教育委員会として、授業改善及び自学自習力の育成という学力向上に係る目標値を設定し、全校に共有した。それを受けて、すべての学校が実情に応じた目標値を設定しつつ、統一した授業づくりの視点や系統的な学習規律の設定、校内研究や相互参観授業等の点検・改善機能の確立など、学力向上推進プランに基づいた組織的な取組みを進めることができた。

また、全国学力・学習状況調査の結果の分析を行い、各校に対し指導・助言を行うとともに、校長会・学力向上推進教員会議等で効果的な取組みの情報共有や意見交流を行いつつ、校内会議を中心としたPDCAサイクルによる検証・改善の取組みを推進できた。

学力向上にかかる目標値の達成状況については、小中学校とともに、「授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる」を始めとした4つの項目で市の目標を達成した。一方、「学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（30分以上）」、「学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間（10分以上）」の2項目では、市の目標値を下回った。

2

年間15回の教職研究カレッジを始めとした研修等を行い、各校における授業改善や児童生徒が主体的に学習に取り組むための学習規律の確立・育成に向けた授業づくり等の支援を行った。

その一環として、ICT活用推進リーダーによるタブレットPCを効果的に活用した授業実践の研究支援を行うとともに、相互参観及び実践事例の共有を行うことで、授業改善に取り組めた。

加えて、国事業を活用し、指定校と大阪電気通信大学等を遠隔システムでつなぎ、専門家と教師が協働して、先進的にプログラミング教育（※3）を実施するとともに、公開授業等を通して、他校への情報発信にも努めた。さらに遠隔システムを活用した学校間での交流や、門真税務署による租税教室等、学習活動の幅を一層広げる取組みを収録した「遠隔教育システム活用事例集」を作成した。

3

各中学校区等から示される推進計画をもとに、合同研究や合同研修等の取組み内容や進捗状況の把握に努めるとともに、学びの過程に視点をおいた指導・助言を行うことにより、9年間の学びをつなぐ授業づくりを推進することができた。

特にさつき学園においては、学校運営協議会制度を導入して2年目を迎え、教科毎に作成された「9年間のカリキュラムの系統表」を活用しながら、保護者や地域住民が積極的に学校運営に関わることにより、学校支援活動が一層活性化され、9年間の学びに地域の力が効果的に反映されている状況にある。

他の各中学校区においても、工夫された取組みが行われており、複数の中学校区では、外国語免許を所有する教員が校区内の小学校において外国語活動の授業を実施する取組みが行われるなど、それぞれの校区の実情に応じた一貫教育の取組みを促すことができた。

校内研究体制の確立に向けては、年度当初に各校ヒアリングを行い、課題を明らかにしつつ、校内授業研究の取組みや授業改善について指導・助言を行うとともに、主体的・対話的で深い学びの視点から、校内研究推進指定校2校で公開研究授業を実施し、事前学習会、指導案検討、模擬授業等を組織的に行う各校研究体制を広めることができた。

4

少人数での学習を積極的に実施するなど、日本語指導や生徒指導等に関して生徒へのきめ細かな指導支援に係る研究を推進することにより、外国籍も含めた生徒一人一人の状況や習熟の程度に応じた指導支援が実践され、個々のニーズに寄り添った取組みが進められた。しかしながら、さまざまな年齢層・国籍の生徒に対する授業改善を今後もより一層進めていく必要がある。

今後の方向性

- ◆授業改善においては、教職員のニーズにも対応しながら、今後求められる授業づくりにかかる教職研究カレッジ等の教職員研修の開催に加え、校内研究会に事前研究から継続的に指導主事が関わるとともに、本市の課題に即した研究校を指定し、その成果について共有化を図っていく。とりわけ国語においては、全国学力調査の結果から本市においても読解力等に課題がみられたため、研究指定校による国語の公開授業研究会の開催や実践事例集の作成を行い、改善を図っていく。

また、令和3年2月に児童生徒の学習状況について全国水準を目指すという目標のもと、学力向上に係る市の目標値を示した上で、各校の実情に応じた目標値の設定を指示し、目標達成に向けた取組みの具体化について指導・助言を行うとともに、年3回の学習状況に係る児童生徒質問紙調査により進捗状況を把握しながら、目標達成に向けた各校の取組みの検証・改善を行う。

- ◆学習の系統性を踏まえた9年間の学びをつなぐ授業づくりの更なる推進に向け、各中学校区及び義務教育学校の取組みについての効果検証を継続的に行いつつ、それぞれの中学校区等で行われている合同授業研究会などの先進的な取組みを広く発信し、子どもの学びの過程に視点をおいた指導・助言を行うことにより、各校において示されている研究テーマに沿った校内授業研究会を計画的に実施するなど、更なる指導方法の工夫・改善を図る。
- ◆国が示すGIGAスクール構想（※4）に基づき、児童生徒一人一台端末の整備に向け、その効果的な活用について、ICT活用推進リーダーの実践をもとに、公開研究授業等を通して教員の指導力向上に努め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に繋げる。またプログラミング教育の確実な実施にあたっては、引き続き大阪電気通信大学等の専門家の支援を得つつ、今年度作成した「遠隔教育システム活用事例集」の積極的な活用の促進に向け、各校に指導・助言を行っていく。
- ◆今後もさまざまな年齢層・国籍の生徒に対し、多様な学びが行えるよう、少人数グループによる指導や個々の生徒の状況に応じた教材の作成等、一人一人に寄り添った教育活動を継続していく。

参考となる図表及び注釈

1. 学力向上にかかる取組み

平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査

校種・教科別 平均正答率(単位：%)

小学校等

	国語	算数
守口市	56.3	63.7
大阪府	60.3	66.4
全 国	63.8	66.6

中学校等

	国語	算数	英語
守口市	68.9	56.3	53.7
大阪府	70.0	58.3	56.1
全 国	72.8	59.8	55.9

令和元年度学力向上にかかる目標値【市平均】(単位：%)

【小学校等】※調査対象（小学校等：4・5年生）

No	項目／向上値	2月	市目標値	目標値との差
1	授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	81.0	77.5	3.5
2	自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	67.8	63.4	4.4
3	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	72.2	71.4	0.8
4	家で、授業の予習・復習をしている	68.7	53.1	15.6
5	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（30分以上）	78.0	88.9	-10.9
6	学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間（10分以上）	57.0	64.3	-7.3

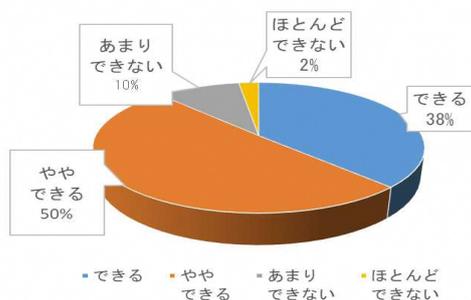
【中学校等】※調査対象（1（7）・2（8）年生）

No	項目／向上値	2月	市目標値	目標値との差
1	授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる	83.1	74.2	8.9
2	自分の考えがうまく伝わるよう、話の組立てなどを工夫して発表している	73.9	56.5	17.4
3	話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	79.9	68.6	11.3
4	家で、授業の予習・復習をしている	50.9	46.3	4.6
5	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（1時間以上）	53.9	69.4	-15.5
6	学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間（10分以上）	41.3	51.5	-10.2

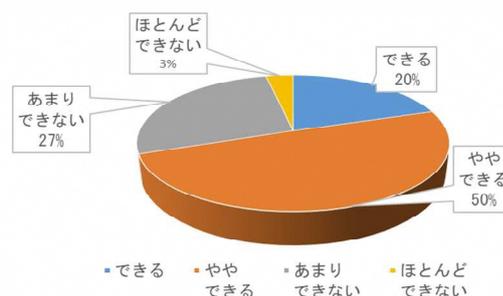
2. 学習意欲を高める授業づくり

令和元年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より

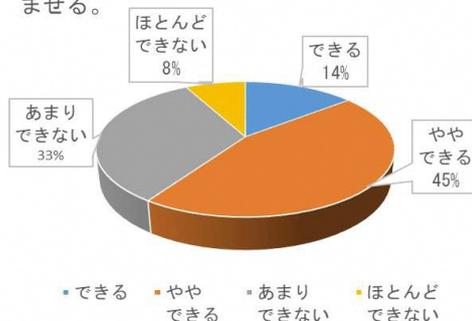
児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。



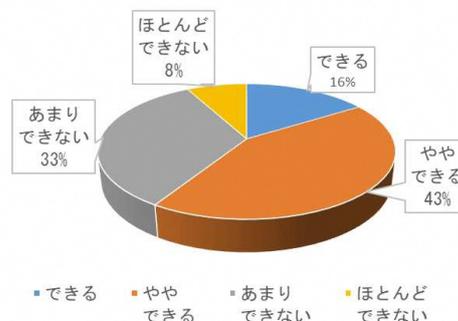
児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。



知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。



グループで話し合っ考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。



3. 9年間を見通した一貫教育の取組み

令和元年度 授業改善のための校内研究推進研修（全5回）と先進事例視察

【目的】市内研究校の実践を共有することで各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る

1	令和元年5月17日（金）学力向上プランに基づいた学力向上の取り組みについて
2	令和元年5月29日（水）守口市がめざす授業づくりについて（筑波大学附属小学校 盛山 隆雄先生 師範授業）
3	令和元年8月29日（木）全国学力・学習状況調査結果から考える授業改善について
4	令和元年11月14日（木）授業改善推進指定校（よつば小学校）での公開モデル授業及び討議会
5	令和2年2月13日（木）取組みの振り返り及び次年度の学力向上について
視察	令和元年8月7日（水）・8日（木）全国国語授業研究大会参加（於：筑波大学附属小学校）

4. 夜間学級の充実（それぞれ5月1日現在）

年度	生徒数	内訳	
		日本国籍	外国籍
令和元年度	139人	43人	96人
平成30年度	135人	38人	97人
平成29年度	128人	39人	89人

- | |
|--|
| ※ 1 【ICT 機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICTは、Information andCommunication Technologyの略）。 |
| ※ 2 【中1ギャップ】：小学校6年生から中学校1年生への進学の際、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりする現象。 |
| ※ 3 【プログラミング教育】：プログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動。
新学習指導要領において、令和2年度より、小学校・義務教育学校前期課程においてプログラミング教育を導入することとされている。 |
| ※ 4 【GIGAスクール構想】：Global and Innovation Gateway for ALLの略。
一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指す計画。
なお、国のロードマップでは令和5年度までに、全児童生徒一人一台端末を実現することとしている。 |

重点項目2	担当課
2. 学習規律と言語能力の育成	学校教育課 教育センター
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・「伝え合う力」「書く力」「読む力」等の言語能力の育成に向けた言語活動の充実 ・読書好きの子どもの増加と読書習慣の定着 ・英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童生徒の育成 	
教育委員会の取組み	評価
<p>5 学習規律の確立・育成（教育研究・研修事業）</p> <p>守口市学力向上プランにおいて、9年間の系統的な学習規律の明確化を全中学校区及び義務教育学校で取り組むべき事項として掲げ、主体的に学習に取り組む学習規律の確立・育成に向け、各中学校区で作成しているルールの活用及び改善について指導・助言を行い各校の取組みを着実に推進する。</p>	○
<p>6 言語活動の充実と言語能力の育成（教育研究・研修事業）</p> <p>研修会、学校訪問等を通じ、すべての授業において、「伝え合う」「書く」「読む」などの活動を軸とした授業づくりを行うよう指導し、文章を「要約して読む力」や「要約して書く力」等を育成する。また、ペア学習やグループ学習を行い、ICT等を効果的に活用しつつ、表現し、発表することのできる総合的な言語能力の育成を図っていく。</p>	○
<p>7 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備（教育指導事業）</p> <p>中学校区等に原則1名の学校司書（※1）を配置し、教員と学校司書等が連携しながら、「読書週間」や「読書量の設定」等、児童生徒の読書習慣の定着に向けた取組みを進める。また、学校図書館（※2）のより一層の利活用が図られるよう、「守口市立学校図書館基本計画」に基づき、学校図書館教育全体計画及び各教科等での年間利活用計画の策定に向け支援を行うとともに、総合的な言語能力の育成に向けて市読書感想文発表会を開催する。</p>	○
<p>8 英語でコミュニケーションを図ることができる児童生徒の育成（教育指導事業、小学校英語教育支援員派遣事業）</p> <p>英語によるコミュニケーション活動を軸とした授業づくりを推進するため、担当教員を対象とした研修を開催し、各校における取組みなどの共有を図ることで教員の指導力向上を図る。</p> <p>また、外国人とのコミュニケーションを図る機会を充実させるため、小学校等に5名、中学校等に5名のAET（※3）を派遣するとともに、教育委員会主催で「英語で遊ぼう」「多言語で遊ぼう」の行事を開催する。</p>	○

評価の根拠

5

効果的な取組みを進めている学校の成果について情報提供などを行う中、全中学校区及び義務教育学校において、学力向上推進教員を中心として9年間の系統的な学習規律（学習スタンダード等）が示され、「授業づくりの視点」や「学習規律」を踏まえた授業点検シートを作成・活用するなど、各校において学習準備のきまり、話し方や聞き方等の指導が進められた。今後も、各中学校区で作成しているルールを活用及び改善に取り組む必要がある。

6

守口市学力向上プランに授業づくりの視点や学習規律を明確に位置付け、子どもが意識的に書く活動やペア学習、グループ学習を授業で取り入れ、子どもが表現し、発表する対話的な学習機会を設けるよう、守口市授業改善推進研究校を指定し、新学習指導要領の確実な実施に向けた研究に努めた。また、その研究成果を校内研究推進研修において、本市の課題である小学校国語科の授業を各校校内研究担当者に公開し、教育委員会の目指す授業づくりについて意識の統一を図った。加えて、各校の要請に応じ、校内研修に指導主事が出向き、研究授業のみならず、事前の教材研究や模擬授業等にも関わるなど、指定校で成果の見られた校内研究のあり方を具体的に指導・支援した結果、組織的な校内研究体制の構築及び総合的な言語力の育成に向けた授業づくりが進められた。

7

各教科等において学校図書館が計画的に利活用されるよう、学校司書の職務に「学習指導に必要な資料の準備、収集及びレファレンスに関すること」を明示するとともに、学校図書館担当教員等の連絡会を通じて、各教科の単元に応じた読み物をまとめて閲覧に供したり、調べ学習に必要な資料準備、成果物の掲示など、市内における学校司書と連携した授業実践の共有等を行いつつ、各校において「学校図書館全体計画」及び「年間指導計画」の作成に取り組んだ。学力向上にかかるアンケート「学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間（10分以上）」の項目では、市の目標値を下回った。

8

小学校等においては、教員とAETによる指導体制を整えるとともに、コミュニケーション活動を軸とした外国語活動の授業が進められた。

また、「英語で遊ぼう」「多言語で遊ぼう」の行事に多くの児童が参加し、英語のみならず、多言語を使って外国人とのコミュニケーションを図る機会を設定することができた。

中学校等においてもAETを派遣し、コミュニケーションを図る機会の充実に努めるとともに、各校の実践リーダーによる研修会の開催や授業公開週間を設け、オールイングリッシュによる授業づくりの研究が一層進んだ。

今後の方向性

- ◆学習規律の中学校区ルールを活用・改善しながら、研究指定校と教育委員会が連携し、「伝え合う」「書く」「読む」活動を設定した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを行うとともに、定期的に指定校の授業公開や実践発表を行い、教員の指導力向上を図る。
- ◆授業改善推進研究校の研究成果を市内担当者を通じて普及を図り、各校の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくりを推進することができた。令和2年度においては、府の加配事業（スクールエンパワメント推進事業）を活用し、「国語の授業づくりモデル校」を1校指定した上で、言語能力の育成のため、国語の授業づくりと他教科の言語活動の充実に取組み、その成果を各校に発信し、全校の学力向上に向け取組む。
- ◆学校図書館が、「読書・学習・情報センター」の三機能を発揮しつつ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する必要があることから、「守口市立学校図書館基本計画」に基づき蔵書のデータベース化や年間利活用計画の充実などの取組みを計画的に進めていくとともに、府事業も活用しながら学校司書の配置拡充に努めていく。また、学校司書や司書教諭等の研修会や連絡会を守口市立図書館と連携して行っていく。
- ◆子ども達の英語によるコミュニケーション能力を育成するため、引き続きAETの派遣を行うとともに、小学校等の教員が外国語や外国語活動の授業づくりの研究をより一層すすめるため、外国語を専門的に指導する加配教員による授業等の公開を複数回実施するなど、研修機会を充実させる。

参考となる図表及び注釈

7. 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備

毎日学校図書館を開館している学校数

	平成30年度	令和元年度
小学校及び義務教育学校 (前期課程)	6/14校	14/14校
中学校及び義務教育学校 (後期課程)	7/8校	8/8校

読書感想文コンクール応募数 ()内は児童生徒数に対する割合

	平成30年度	令和元年度
小学校及び義務教育学校 (前期課程)	2,468通 (40.6%)	2,328通 (39.2%)
中学校及び義務教育学校 (後期課程)	2,476通 (82.1%)	2,446通 (76.7%)
合計	4,944通 (54.4%)	4,774通 (52.3%)

8. 英語でコミュニケーションを図ることができる児童生徒の育成

「英語で遊ぼう」等 行事への参加児童数	平成30年度	令和元年度
	236名	291名

「言語活動の充実と言語力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校図書館司書	全校	原則、各中学校区及び義務教育学校に1名配置することにより、教員やボランティア等と連携し、図書館の整備や読書活動の充実に向けた活動を行う。(市費有償ボランティア)	11名
英語指導助手 (AET)	中学校及び 義務教育学校 (後期課程)	英語を使ったコミュニケーション活動の充実を図るため、英語授業の補助を行う。校区内の小学校でも同様の活動を行う。(市費委託)	5名

※1【学校司書】：平成26年から市費により各中学校区に1名配置。教職員と連携し、学校図書館の図書管理や環境整備など、魅力的な学校図書館づくりをめざしている。

※2【学校図書館】：学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。

※3【AET】：Assistant English Teacherの略。本市では中学校の英語科授業等で補助的な役割を担う外国人講師のこと。

重点項目3	担当課	
3. 自学自習力の育成	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活・学習や読書の習慣を確立するための家庭学習課題の工夫 ・家庭での学習を支える規則正しい生活習慣の働きかけ ・放課後学習教室での自学自習力育成及び学習のつまずきの解消 		
教育委員会の取組み		評価
9 自学自習力の育成（教育指導事業） <p>児童生徒の学力向上を図るためには、授業改善とともに自学自習力の育成が重要であるとの認識のもと、効果的な取組みの情報提供を行いつつ、小学校等への学習支援サポーター（※）の派遣や中学校等への市費教員の配置を行い放課後学習等の実施を通して、きめ細やかな指導・支援を行う。</p>		△
10 生活習慣・学習習慣の改善（教育指導事業） <p>各校の学力向上推進プランに示す統一した家庭学習課題の設定や日々の家庭学習の点検機能について進捗管理及び指導・助言を行う。また、児童生徒の生活習慣・学習習慣の改善に向け、全国学力・学習状況調査において課題が見られる質問紙調査の結果を家庭・地域等に広く発信しつつ、長期休業日用家庭学習冊子を作成・配付するとともに、小学校等全校において土曜日学習会を実施し、家庭学習習慣及び基礎基本の学力の定着を図る。</p>		○
評価の根拠		
9	<p>各校の放課後学習が、より効果的に進められるよう校長会や学力向上推進教員会議を通じて、放課後学習等の持ち方を工夫し、成果へとつなげている学校の取組みを詳細に情報共有するとともに、小学校等では学習支援サポーターを活用した定期開催、中学校等では市費教員による毎日開催を推進することができたが、自学自習力に係るアンケート項目「学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（30分以上）」、「学校の授業以外での平日における1日当たりの読書時間（10分以上）」の2項目では、市の目標値を下回った。</p>	
10	<p>各校において学力向上推進プランに家庭学習の時間のめやすや自学自習の取組み方法、日々の家庭学習のチェック体制を示し取り組むことができた。</p> <p>児童生徒の生活習慣・学習習慣の改善に向け、全国学力・学習状況調査において課題が見られる質問紙調査の結果を家庭・地域等に広く発信しつつ、長期休業日用学習冊子を作成し、各校において、学校・家庭による点検を含めた冊子の活用を進めることができた。土曜日学習会において、個別指導型の学習を行いつつ、定期的なテストやアンケートを実施（年3回）し、その結果や学習状況等の情報を各校と共有し、学習習慣の確立に向けた取組みの充実を図ることができた。</p>	

今後の方向性

- ◆学力向上に係る目標値において2月の調査結果より、自学自習力育成に係る項目で、小中学校等ともに市の目標値を下回っており、課題が見られた。特に課題が見られた学校へ指導主事が重点的に関わり、家庭での学習状況の改善に向けた取組みなどについて継続的に支援し、改善を図っていく。
- ◆生活習慣・学習習慣の改善に向けては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすことが重要であることから、引き続き、児童生徒の現状を共有するとともに、長期休業日用冊子や土曜日学習会を通して学習習慣の定着を図っていく。
また、学校運営にあたっては、家庭・地域との関係をこれまでの「連携」から「協働」による取組みへと発展させるため、令和2年度に全中学校区に学校運営協議会を設置する。

参考となる図表及び注釈

9. 自学自習力の育成(単位：%)

全校学力・学習状況調査 児童生徒の回答	計画を立てて勉強する（肯定的回答）	
	小学校等	中学校等
平成31年度調査	61.1	42.7
平成30年度調査	58.2	43.7
平成29年度調査	56.5	45.7

令和元年度 学力向上にかかる目標値【市平均】（自学自習力育成にかかる項目）

【小学校等】 ※ 調査対象（小学校等：4・5年生）（単位：%）

No	項目／向上値	2月	市目標値	目標値との差
1	家で、授業の予習・復習をしている	68.7	53.1	15.6
2	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（30分以上）	78.0	88.9	-10.9

【中学校等】 ※ 調査対象（1（7）・2（8）年生）（単位：%）

No	項目／向上値	2月	市目標値	目標値との差
1	家で、授業の予習・復習をしている	50.9	46.3	4.6
2	学校の授業以外での平日における1日当たりの勉強時間（1時間以上）	53.9	69.4	-15.5

「自学自習力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学習支援サポーター	小学校等	放課後学習において児童の学習支援を行う。	28名
少人数指導等加配教員 (市費教員)	中学校等	きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。	8名

令和元年度 土曜日学習会 参加人数 (全14校)

学年	参加人数
5年生	132名
6年生	110名
合計	242名

10. 家庭学習習慣の確立(単位：%)

全校学力・学習状況調査 児童生徒の回答	平日に家庭で全く勉強をしない	
	小学校等	中学校等
平成31年度調査	4.2	11.1
平成30年度調査	4.7	13.2
平成29年度調査	6.9	10.5

※【学習支援サポーター】：児童の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、小学校等の放課後学習教室で学習支援を行うサポーター。

重点項目 4	担当課
4. 支援教育の充実	学校教育課
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもたちが、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるきめ細やかな教育の推進 ・障がいのある子どもたちの様々な課題に対応できるように、中学校区での連携強化及び教職員の資質向上の推進 ・全教職員が一体となった支援教育の推進 	
教育委員会の取組み	評価
<p>11 校内支援体制の確立（支援教育推進事業）</p> <p>支援学級における指導・支援については、障がいのある児童生徒に対し、障がい種別に応じた「自立活動」が実施できるよう、保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画（※1）及び「個別の指導計画」（※2）を作成し、指導方法の工夫・改善、支援教育コーディネーター（※3）を中心とした校内体制の確立に取り組みつつ、学年・学校間における引継ぎが徹底されるよう指導する。</p>	○
<p>12 配慮を要する児童生徒に対する人的支援（支援教育推進事業）</p> <p>すべての児童生徒が円滑に学校生活が送れるよう、通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒に対しては、特別支援教育支援員（※4）を配置し、単独で行動することが困難な児童生徒に対しては、スクールヘルパー（※5）を派遣するなど、学校における支援教育の充実を図る。</p>	◎
<p>13 効果的な支援を展開できる教職員の資質向上（支援教育推進事業）</p> <p>配慮を要する児童生徒への指導方法の工夫・改善が図られるよう、支援教育コーディネーターや支援学級担任等を対象とした研修の開催や、支援教育啓発冊子を全教職員へ配付するとともに、リーディングスタッフ（※6）等による各学校園への訪問相談（※7）を積極的に活用することにより、個別の児童生徒に対する支援方法についての助言を行う。</p>	○
評価の根拠	
11	<p>各校においては、支援教育コーディネーターを配置し、支援学級担任と連携を進めながら、配慮を要する児童生徒について定期的な会議・研修の実施や訪問相談を活用し、校内体制の確立に向けた取組みが進められた。</p> <p>また、支援学級在籍及び通級指導教室で指導を受けるすべての児童生徒については、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用を進めることで教職員間での共有化が図られ、一貫した支援を推進することができたが、通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒については、一部の作成にとどまっている。</p>

12	通常の学級に在籍する児童生徒に対し、特別支援教育支援員を活用した校内体制を一層充実させることにより、個に応じた支援がより一層進められるとともに、スクールヘルパーの年間を通じた計画的な活用により、単独での行動が困難な児童生徒が学校行事等に円滑に参加することができた。
13	配慮を要する児童生徒の増加に伴い、教職経験年数の浅い教員や初めて支援学級を担任する教員も増加する中、基礎的・実践的な研修の開催（年間12回）や、全教職員への支援教育啓発冊子の配付、リーディングスタッフ等による積極的な訪問相談の実施などにより、指導方法の工夫・改善を図るとともに、保護者も含めたより一層の個別のニーズに応じた支援を行うことができた。

今後の方向性

- ◆支援学級在籍や通級指導教室で指導を受ける児童生徒に限ることなく、すべての児童生徒を対象に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がいの有無を問わず、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成を進め、特別支援教育支援員やスクールヘルパーの活用、「合理的配慮（※8）」の実施など、個に応じたより適切な支援が行われるよう、更なる支援体制の充実を図る。
- ◆より多角的な視点で、配慮の必要な児童生徒への支援の充実が図られるよう、校内支援のみならず、リーディングスタッフ等による訪問相談のさらなる活用や校内支援委員会の在り方等を含めた校内体制の充実について、学校訪問や研修会等により指導・助言する。
- ◆現在の支援教育を取り巻く課題等の把握に努めたうえで、管理職をはじめ、支援教育コーディネーターや支援学級担任等、教職員の支援教育に係るニーズを把握することはもちろん、本人・保護者を含め、それぞれが感じている課題や改善点等を的確に捉え、これまで以上に個に応じた支援をより計画的かつ組織的な校内体制によって行えるよう支援するとともに、基礎的な内容のみならず、事例検討等、より実践的な内容の研修の実施により、教職員の資質向上を図る。

参考となる図表及び注釈

11. 支援学級について（5月1日時点）

学校基本調査より

	小学校及び義務教育学校（前期課程）				中学校及び義務教育学校（後期課程）			
	支援学級数	割合	在籍数	割合	支援学級数	割合	在籍数	割合
令和元年度	71学級	27.63%	390人	6.56%	29学級	26.13%	140人	4.78%
平成30年度	71学級	26.80%	386人	6.40%	27学級	24.10%	119人	3.90%
平成29年度	72学級	27.80%	350人	6.10%	30学級	28.30%	123人	4.20%

※支援学級の割合は、全学級数を分母として算出

12. 支援教育に係る支援員等

名称	対象	内容	人数
特別支援教育支援員	全校	発達障がいのある児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う。（市費有償ボランティア）	40名
スクールヘルパー	必要とする児童生徒数の在籍数	単独で行動することが困難な障がいのある児童生徒の学校行事等の支援を行う。（市費委託）	26名

<p>※ 1 【個別の教育支援計画】：子どもにかかわる支援者が、情報を共有し、長期的な観点から、支援の目標や内容を明確にするもの。</p>
<p>※ 2 【個別の指導計画】：校内における個別の児童生徒に応じた指導計画。</p>
<p>※ 3 【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。</p>
<p>※ 4 【特別支援教育支援員】：平成20年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童生徒を対象として、学校生活上の介助や学習支援を行う。</p>
<p>※ 5 【スクールヘルパー】：平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童生徒を対象として、学校行事等において付き添いを行う。</p>
<p>※ 6 【リーディングスタッフ】：支援教育の研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。</p>
<p>※ 7 【訪問相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、管理職や担任、支援教育コーディネーター、保護者に助言を行う。</p>
<p>※ 8 【合理的配慮】：障がいのある児童生徒がともに学ぶために、個別に必要とされる変更や調整。</p>

重点項目5	担当課	
5. 就学前教育・保育との連携	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・「幼稚園教育要領」に基づく幼稚園教育の充実 		
教育委員会の取組み		評価
<p>14 幼・小・中連携の推進（教育指導事業）</p> <p>就学前教育と義務教育の円滑な接続を図るため、小学校等1年生による学校紹介や各中学校等における職場体験等で、幼児と児童生徒の交流機会を増やす。</p>		○
<p>15 教職員の指導力向上（教育研究・研修事業）</p> <p>合同研修会の開催等、学校と認定こども園等との連携を推進しつつ、教職員の指導力向上を図るとともに、市長部局により策定された「接続期カリキュラム」を活用しながら、それぞれの取組みを再確認し、さらなる連携に取り組む。</p>		○
評価の根拠		
14	<p>各校において、幼児との交流会をはじめ、合同避難訓練や学校行事への参加、職場体験等により、公立・私立の認定こども園等の幼児と児童生徒が触れ合う機会を積極的に設けることにより、児童生徒のみならず教職員間の相互理解が深まった。</p> <p>一方、「接続期カリキュラム」を踏まえて、交流内容を充実させていく必要がある。</p>	
15	<p>「接続期カリキュラム」を全校へ周知し、活用を促進するとともに、市長部局との連携による研修会の開催等の取組みを通じて、教育・保育それぞれの現状を把握し、指導方法の工夫・改善についての連携を深めることができた。</p>	
今後の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> ◆市長部局の担当課との情報共有を欠かさず行い、就学前施設と市立学校との連携状況を把握し、更なる連携を図りながら、合同研修会の実施や学校行事等での交流等が一層すすめられるよう助言するとともに、校長会等で効果的な取組み事例を示すなど、引き続き就学前教育との円滑な接続に努める。 ◆「接続期カリキュラム」において示されている、子どもたちの健やかな成長を保障する上で大切にすべき視点や内容・取組みについて、市長部局と連携して研修会を実施し、教職員間の連携を深める機会を充実させることにより、教職員の指導力向上を図る。 		

参考となる図表及び注釈

14. 就学前施設との交流

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校との交流について

小学校等

学校名	実施月	学年	交流園所	内容
守口小	2月	1年	近隣幼稚園・保育園	1年生による学校紹介及び遊びの交流
	1～2月	1年	近隣幼稚園・保育園	卒園児の学校見学・学校訪問・授業見学
庭窪小	2月	1年	守口中央こども園 梶らいこうじ学園	1年生による学校紹介及び遊びの交流
八雲小	1月	1年	白鳩チルドレンセンター八雲中	1年生による学校紹介及び遊びの交流
錦小	2月	1年	守口東幼稚園 にしき認定こども園	1年生による学校紹介・遊びの交流
金田小	12月	1年	金田幼稚園	「キンダーランド」 1年生が遊びコーナーを準備し、園児を招待する形で交流会を実施
梶小	11月	1年	一乗寺学園 白百合幼稚園 梶らいこうじ学園	1年生による学校紹介および遊びの交流
	1月	5年	一乗寺学園 白百合幼稚園 梶らいこうじ学園	ゲームや読み聞かせ、合奏や合唱の交流
藤田小	1月	1年	にじいろこども園 たちばな東こども園	1年生による学校紹介及び遊びの交流
八雲東小	1月	全学年	ひかり保育園	児童会主催の思いでつくろう会に招待
佐太小	11月	1年	梶らいこうじ学園	遊びの交流
	11月	1年	らいこうじ学園	遊びの交流
下島小	2月	1年	幼稚園 保育園	1年生によるお店屋さんをして、招待する。
よつば小	2月	1年	ゆずり葉こども園 オリンピアおおぞら保育園 たちばな東こども園 大和田国際大和田幼稚園	園児が楽しめる出し物【(例) 輪投げ ポーリング等】を1年生が考え、遊んでもらう。
寺方南小	12月	5年	あおぞら認定こども園	児童が園児との交流会を企画し、遊びやゲームで交流
	12月	1年	寺方幼稚園	学校紹介及び遊びの交流や歌などの発表
	2月	1年	北てらかた認定こども園	学校紹介及び遊びの交流や歌などの発表
	2月	1年	あおぞら認定こども園	学校紹介及び遊びの交流や歌などの発表
さくら小	2月	1年	幼稚園	三郷幼稚園・橋波幼児舎との交流会を実施
さつき学園	11月	1年	高瀬ひまわりこども園 土居ひまわりこども園 寺内さくらこども園	1年生による学校紹介及び遊びの体験交流会

中学校等

学校名	実施月	学年	交流園所	内容
第一中	10月下旬	2年	ふじ幼稚園 寺内さくらこども園 守口小 外島認定こども園 三郷幼稚園 守口幼稚園 早苗幼稚園 御幸幼稚園	職場体験
庭窪中	6月	2年	守口中央こども園	保育実習による交流（幼児と直接触れ合う活動）
大久保中	11月	2年	市内幼稚園および保育園	職業体験
錦中	9月	2年	守口東幼稚園 寺方幼稚園 にしき認定こども園等	職場体験
さつき学園	11月	8年	寺内さくらこども園 三郷幼稚園 土居ひまわりこども園	職場体験

15. 公開園内研修

あおぞら認定こども園			
日にち	令和元年10月31日（木）	クラス	5歳児
内容（テーマ）	つくろう！みんなのまち		

外島認定こども園			
日にち	令和元年11月14日（木）	クラス	5歳児
内容（テーマ）	カプラ遊び		

にじいろ認定こども園			
日にち	令和2年1月16日（木）	クラス	5歳児
内容（テーマ）	みんなでリズムを楽しもう！！		

《学校教育分野 基本方針1に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆授業改善の推進について、すべての学校が各校の課題に正対した目標値を設定し、組織的な取組みを進められたのは大きな前進であり、児童生徒の学びの在り方に効果が表れつつある。また、「遠隔教育システム活用事例集」の作成、小中一貫教育の成果を活かした英語教育等、時代の先を見通した取組みは評価できる。今後、遠隔教育システム活用等においては、学ぶ機会の保障という観点を大切にして取組みを推進されることを期待する。

- ◆言語能力に育成について、学力向上プランに基づき、取組みの視点を明確にした授業作りが進められた。今後は、モデル校の研究実践の充実とその成果の普及に期待する。その際、学校図書館の活用等や英語活動の充実も含め総合的かつ効果的に進めることが必要と考える。

- ◆市内小中学校の児童生徒が学校の授業以外で平日に勉強する時間が、市の目標値を大幅に下回っていることは大きな問題である。それを放課後学習の支援によって改善しようという努力は評価したいが、その根本的な原因は何かについて引き続き究明する努力を続けていただきたい。

- ◆支援教育の充実について、特別支援教育支援員の派遣等、個に応じた支援体制の充実が図られている。今後、守口市の小中一貫教育の特色を活かした連続した支援により、就学前教育をも含めた一層の教育効果を期待する。

学校教育 基本方針 2	心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～
方針目標	<p>すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。</p> <p>子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みを進めます。</p>
重点項目	<p>6. 人権教育の充実</p> <p>7. 道徳教育の充実</p> <p>8. 生徒指導の充実</p> <p>9. キャリア教育の充実</p>

【各評価の目安】
(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	2
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	8
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	2
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目 6	担当課	
6. 人権教育の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実 ・ 学校園の教育活動全体を通しての人権意識の醸成と人権教育の充実 		
教育委員会の取組み	評価	
<p>16 人権意識の醸成と教職員の指導力の向上（人権教育推進事業）</p> <p>「守口市人権教育基本計画」及び「人権教育推進プラン」に基づき、各校においては、各教科等の中で人権教育の系統的な指導計画を作成し、指導方法を工夫しながら、実態に応じた人権教育が推進されるよう指導・助言を行う。</p> <p>また、さまざまな人権課題をテーマとした教職員対象の研修と保護者・地域を対象とした研修を開催する。</p>		
<p>17 在日外国人教育の推進（人権教育推進事業）</p> <p>在日外国人児童生徒のアイデンティティの育成に寄与するため、各校において、国際理解教育・多文化共生教育の推進を図るとともに、在日外国人児童生徒交流会等の活動への講師派遣や日本語の理解が困難な児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう自立支援通訳の派遣を行う。</p>		
<p>18 人権侵害事象とセクシュアル・ハラスメントの防止（教職員資質向上事業）</p> <p>人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう、各校における相談窓口の設置及び周知の徹底について指導するとともに、担当教員を対象とした研修会を開催し、セクシュアル・ハラスメント防止を含む校内研修の充実を図る。</p>		
<p>19 児童虐待への対応（教育指導事業）</p> <p>各校において、虐待の早期発見及び適切な対応が進められるよう教職員研修を行う。</p> <p>また、学校及び関係諸機関との連携を密にし、スクールカウンセラー（※1）等も活用することで、当該児童生徒の情報を把握・共有し、迅速に対応するとともに、児童生徒へ適切なケアを行うよう指示する。</p>		

評価の根拠

- 16 全校において、さまざまな人権課題（※2）について、テーマや時期を設定し、児童生徒及び教職員に対する人権教育を推進した。また、市主催の研修においては、人権教育担当教員以外にも参加するよう働きかけを行い、より多くの参加者による教職員研修を行うことができた。
- 加えて、各校において、市主催の研修内容を全教職員で共有したり、ゲストティーチャーの活用やフィールドワーク等の工夫した取組みが実施された。
- さらに、市長部局と連携し、保護者・地域住民を対象に子どもの貧困問題等をテーマとした研修を年4回開催する等、人権意識を高めることができた。
- 研修等を通し実態に応じた人権教育が推進されているところではあるが、いじめや差別事象の未然防止に向け、さらに取り組む必要がある。
- 17 外国にルーツのある児童生徒が、自らのアイデンティティを誇りに思い、自信を持って日本の学校で安心して過ごしていけるよう、市内13校で実施されている在日外国人児童生徒交流会（※3）において、市費派遣講師及び府費民族講師の活用を行うとともに、全校の当該児童生徒が参加対象となっている交流会行事の多国籍化への対応等の充実を図った。
- また、日本語の理解が困難な児童生徒22名に対し、中国語、ネパール語、タガログ語等の通訳派遣により、学校生活が円滑に送れるよう支援を行ったが、多様化する新渡日児童生徒の言語に対応できるような通訳の確保が困難であった。
- 18 人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう取組みが進められたが、未然防止には至らなかった。また、府作成の冊子等を活用しながら、全教職員対象にセクシュアル・ハラスメント防止等の校内研修を実施した。これらの取組みの結果、セクシュアル・ハラスメント等についての事案は発生しなかった。
- 19 昨年度に続き、各校で行われるケース会議や研修会へ指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（※4）等が参加し、指導・助言を行うことにより、教職員による児童生徒の異変に気づく等の対応力が整ってきた。
- また、守口市児童虐待防止地域協議会（※5）と連携した研修会の開催や、関係機関との情報共有を行った結果、子どもの安心・安全を最優先に対応することができた。

今後の方向性

- ◆経験年数の浅い教職員が増加傾向にあることから、引き続き「障害者差別解消法（※6）」「ヘイトスピーチ解消法（※7）」「部落差別解消法（※8）」を踏まえつつ、人権意識の醸成と授業・指導方法の充実を図るため、人権教育に関する基礎的・実践的な研修会を開催するとともに、各校の人権教育に係る実践を把握し、学校訪問などを通して指導・助言を行う。
- ◆新渡日児童生徒が増加する中、日本語指導を要する児童生徒の増加に加え、多国籍化していることから、府の加配を活用した別室による日本語指導に引き続き取り組むとともに先進市の取組み等を参考にしながら当該児童生徒の指導支援の充実に努める。
- ◆児童生徒が相談しやすい環境を整えるために、スクールカウンセラーの配置や教職員対象のカウンセリング研修を継続するとともに、人権侵害事象が発生した際の対応にかかる資料を活用した校内研修が実施されるよう校長会で定期的に指示を行う。
- ◆専門家とより一層連携を図るため、スクールカウンセラーが配置される日には、ケース会議をはじめ、教職員対象の研修等を位置付けるよう、全校に働きかける。

参考となる図表及び注釈

19. 児童虐待への対応

学校による児童虐待通告件数		
	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
令和元年度	19件	10件
平成30年度	33件	9件
平成29年度	16件	10件

（学校における児童虐待対応の流れ）

- 1) 教職員等による子どもの変化への気づき(些細な変化、相談等)
- 2) 教職員等から校長への報告
- 3) 校長が校内チーム会議を招集
- 4) 校内チーム会議で情報共有・対応方針の決定
- 5) 校長から市包括支援センター又は子ども家庭センターへの通告(確証がなくても)
- 6) 市包括支援センター又は子ども家庭センターによる対応方針の決定(直接面会後の一時保護等)
- 7) 関係機関と連携した継続的な支援

※ 1 【スクールカウンセラー】：全中学校区及び義務教育学校に1名配置され、児童生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※ 2 【さまざまな人権課題】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題。

※ 3 【在日外国人児童生徒交流会】：放課後等に、児童生徒がルーツのある外国の言語や文化等の学習を行う課外活動。令和元年度の参加児童生徒は123人であり、韓国、朝鮮や中国のほか、様々な外国にルーツを持つ児童生徒の参加も増加してきている。令和元年度は13校にて実施。

※ 4 【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者又はそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童生徒に関する状況把握をし、ケース会議等による見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のための調整連絡を行う。

※ 5 【守口市児童虐待防止地域協議会】：児童虐待等の要保護児童の早期発見及び適切な保護や支援を図るために、関係諸機関が連携して、要保護児童及びその保護者に関する情報及び認識を共有し、支援の内容を協議するためのネットワーク。

※ 6 【（正式名称）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】：平成28年4月1日施行。学校を含む行政機関では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止、障がい者に対する合理的配慮を行う義務が定められている。

※ 7 【（正式名称）本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】：平成28年6月3日施行。本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、推進することを目的とするもの。

※ 8 【（正式名称）部落差別の解消の推進に関する法律】：平成28年12月16日施行。部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について、国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的としたもの。

重点項目 7	担当課	
7. 道徳教育の充実	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人間性、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成 ・「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善 		
教育委員会の取組み		評価
20 道徳教育の推進（教育指導事業） 各校で作成する道徳教育の全体計画及び年間指導計画が、学習指導要領に基づき適正に計画されているか確認し、必要に応じて指導を行う。また、「特別の教科 道徳」の実施にあたり、道徳教育推進教師（※）を対象とした授業づくりや評価のあり方についての研修や指導・助言を行い、一層理解が深まるよう取り組む。		◎
21 学校・家庭・地域との連携等の充実（教育指導事業） 家庭・地域と連携した道徳教育が推進されるよう、各校において、授業参観等を通じて道徳の授業公開が積極的に行われるよう指導・助言する。		○
22 環境教育、郷土の伝統・文化に関する教育の推進（教育指導事業） 児童生徒が、郷土の魅力に触れ、地域の一員としての自覚を持つことができるよう、環境教育や郷土の伝統・文化に関する教育について知識・技能を持つ人材を紹介し、各校における出前授業の実施に向けた支援を行う。また、継続して社会科副読本「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を配付し活用するなど、地域についての理解を深める授業が展開されるよう指導する。加えて、副読本の改訂を行う。		◎
評価の根拠		
20	全校の道徳教育の全体計画等の作成内容について確認・指導を行った。「特別の教科 道徳」の実施にあたり、教科書を活用した指導方法や評価について、道徳教育推進教師を対象とした研修を年3回実施し、講師による模擬授業や複数学年による公開授業を通して指導方法についての理解を深めることができた。	
21	全校において道徳の公開授業が行われた。保護者、地域の方々も授業参観等を通して、学校・家庭・地域の道徳教育に関する共通理解を深めることができた。	
22	各校において、各教科等を通じて環境教育に取り組むとともに、地域の伝統文化に造詣の深い方を講師として招き、和太鼓や茶道等の出前授業を実施する等特色ある取り組みを実施した。 また、新学習指導要領の内容をふまえ、「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を改訂した。	

今後の方向性

- ◆「特別の教科 道徳」における指導及び評価の在り方について研修や授業公開を通じた研究を継続する。また、学校公開等により授業を広く公開し、家庭・地域と連携した道徳教育の推進を図る。

参考となる図表及び注釈

	日程	内 容	
第1回	6月18日	校内研及び講演	「主題をつかみ、子どもたち考えを深める発問や資料等の工夫」 講師 四天王寺大学 杉中康平 氏
第2回	8月2日	研究協議及び講演	授業づくりに関するワークショップ 講師 四天王寺大学 杉中康平 氏
第3回	10月24日	公開授業及び講演	さつき学園 公開授業及び研究協議会 講師 四天王寺大学 杉中康平 氏

道徳の授業の公開及び地域、家庭との連携	小学校等	中学校等
道徳の授業参観	14校	8校
道徳の公開授業（全学級公開、一部学級公開）	全学級公開 4校 一部学級公開 10校	全学級公開 8校

※【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より置く。
各校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校の中心となって道徳教育を推進、充実する教員。

重点項目 8	担当課
8. 生徒指導の充実	学校教育課 教育センター
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・市・学校いじめ防止基本方針（※1）等に基づく取組みの推進 ・いじめ・不登校（※2）の未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制の充実 	
教育委員会の取組み	評価
<p>23 生徒指導体制の充実（教育指導事業）</p> <p>生徒指導上の諸課題に対し、未然防止に重点を置いた取組みを図る。校内の生徒指導体制に専門家の視点を加えるため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる定期的なケース会議の開催を促すとともに、薬物乱用防止教室や非行防止教室、情報モラル教育の出前授業を実施する。また、「もりぐち携帯3カ条」（※3）に基づき、学校への携帯電話の持込みを原則禁止とする取組みを継続する。加えて、全校で意識調査（※4）を実施し、未然防止に向けた各校の取組みの充実を図られるよう指導・助言する。</p>	○
<p>24 不登校対策の推進（教育指導事業、教育相談事業）</p> <p>各校における不登校児童生徒の状況について、月毎の把握に努めるとともに、各校に派遣しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報を共有し、個別のケースについて福祉部局との連携に努める。また、不登校状況改善のため、校内適応指導教室の入室や市適応指導教室の入室、教育専門相談員によるアウトリーチ型支援（※5）の活用、学生フレンド等支援人材の活用など、個に応じた支援が図られるよう、指導・助言を行う。</p>	△
<p>25 いじめの未然防止・早期発見（教育指導事業、教育相談事業）</p> <p>各校において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施状況を把握し、計画どおり進められるよう必要に応じて指導・助言する。また、校長会や生徒指導担当者会議において、いじめ対応における留意点等について定期的に確認するとともに、いじめ防止等にかかる取組みが効果的かつ円滑に推進されるよう、連絡協議会の開催等により関係諸機関との連携を深める。</p>	△
<p>26 児童会・生徒会等の活性化（教育指導事業）</p> <p>子どもたちが主体となる活動を行うため、児童会・生徒会の自治的活動や、生徒会交流会の活性化を支援する。また、生徒会が参加する「守口子ども議会」の企画運営に協力する。</p>	○

評価の根拠

23

意識調査の「学校に来るのが楽しい」「みんなで何かをすることは楽しい」等多くの項目で向上がみられた。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等専門家の視点を交えた定期的なケース会議をすべての学校で行うことができ、未然防止の取組みに加え、予防的、課題的生徒指導対応について、どの学校でも取り組むことができた。

しかしながら、児童生徒間暴力が増加してきており、抑制・改善に向けた生徒指導体制の充実が必要である。

24

不登校児童生徒の状況に応じ、各校で開催するケース会議に指導主事を派遣し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、家庭訪問や校内適応指導教室への入室等について指導・助言を行った。また、小中合同でのケース会議や福祉部局とのケース会議の実施、適応指導教室指導員とスクールカウンセラーとの合同研修等を実施し、不登校対応の連携を深めた。また、平成29年度からの取組みとして小学校2校に教育専門相談員を配置し、アウトリーチ型支援により、校内体制の強化や、対象児童の不登校状況の改善が図られてきた。さらに令和元年度は拠点校の2校に加え、近隣の小学校の要請に対し教育専門相談員を派遣したり、その取組み成果を冬季教職員研修で発信したりする等、市内全体での推進に取り組むことができた。

しかしながら、小学校及び義務教育学校（前期課程）において不登校児童数が前年度に比べ大幅に増加しており、課題が見られた。

25

いじめの未然防止及び適切ないじめ認知による早期対応について、全校の生徒指導担当教員等を対象とした研修会を年3回開催した。また、8月には「いじめ対応マニュアル」を改訂し、校長会等で周知を図り、法に基づいたいじめ認知からいじめが解消と判断されるまでの対応について理解を図りつつ、定期的実施するアンケートの結果を校内でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーも交えて共有することで、積極的ないじめ認知が進められた。その結果、どの事案においても即座に対応することができたが、いじめの解消に至っていないケースがある。また、守口市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関との情報交換及び連絡調整を行いつつ、連携を深めた。しかしながら、令和元年度については、いじめの重大事案が生起しており、早期解決に向け取り組む必要がある。

26

各中学校区及び義務教育学校では、合同行事や地域清掃などの取組みが継続して行われている。また、年2回の生徒会交流会を開催し、各校の取組みを共有しつつ、いじめ問題やネットトラブルへの対応について主体的に考える機会を設けることができた。加えて、府主催の生徒会サミットへの参加や、「守口子ども議会」への運営等への支援を行う中、参加した代表生徒は自校の生徒会活動に活かすことができないかとの視点をもって積極的な意見交流を行った。

今後の方向性

- ◆児童生徒が自分自身を肯定的に価値あるものと捉え、充実した学校生活を送ることができるよう、定期的な意識調査を通して状況把握及び分析を行いながら、学校行事や集団づくり、児童会・生徒会活動等の取組みを充実させ、いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止に努める。
- ◆新たな不登校を生み出さない取組みの充実と長期欠席児童生徒へのきめ細やかな対応ができるよう、不登校支援についての組織的対応等の3年間の研究の成果を踏まえ、新たな小学校2校を拠点校として指定し、市内全域へのアウトリーチ型支援の普及推進及び、各校での組織的な不登校支援に向けた教育専門相談体制の更なる充実に努める。加えて校内の別室や家庭と、教室をICTを活用してつなぐ遠隔授業等により、学習支援を推進していく。
- ◆いじめ対策委員会等、校内の生徒指導体制組織は確立されている。法に基づいた積極的ないじめ認知により件数が増加しているが、いじめ認知後の対応について1件1件迅速かつ適切に行う必要があることから、「いじめ対応マニュアル」に基づく対応チャートを全教職員が徹底できるよう、引き続き校長会や生徒指導担当教員会議等を通じ指示伝達していく。

参考となる図表及び注釈

23. 生徒指導体制の充実

令和元年度の生徒指導事案の発生状況【（ ）内は平成30年度】

	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
対教師暴力	13件（19件）	7件（7件）
児童生徒間暴力	73件（44件）	43件（49件）
窃盗行為	49件（64件）	13件（17件）
不良行為	16件（22件）	26件（46件）

意識調査の肯定的割合【令和元年6月→令和2年2月】

	小学校及び義務教育学校（前期課程）6年	中学校及び義務教育学校（後期課程）3年
学校に来るのが楽しい	81.9% → 83.7%	82.4% → 85.6%
みんなで何かをするのは楽しい	86.7% → 88.0%	88.7% → 88.4%
今の自分が好き	63.6% → 58.6%	58.9% → 65.1%
自分にはいろいろよいところがある	61.6% → 61.8%	60.4% → 66.3%
人の役に立っている	49.6% → 46.2%	44.7% → 50.9%

24. 不登校対策の推進

不登校児童生徒数

	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
令和元年度	54名	117名
平成30年度	34名	119名
平成29年度	35名	129名

スクールカウンセラー教育相談のべ人数経年比較（守口市児童生徒・保護者・教職員）

小学生				中学生			
	相談内容	相談件数			相談内容	相談件数	
児童	不登校	20	18	生徒	不登校	145	111
	家庭環境	27	30		家庭環境	28	27
	友人関係	0	42		友人関係	32	43
	発達障がい等	57	38		発達障がい等	16	29
	その他	91	73		その他	118	135
	合計	H30(195人)	R1(201人)		合計	H30(339人)	R1(345人)
保護者	不登校	53	51	保護者	不登校	99	82
	家庭環境	5	3		家庭環境	8	8
	友人関係	0	6		友人関係	13	3
	発達障がい等	83	74		発達障がい等	43	35
	その他	25	40		その他	45	41
	合計	H30(166人)	R1(174人)		合計	H30(208人)	R1(169人)
教職員	不登校	49	57	教職員	不登校	263	284
	家庭環境	14	13		家庭環境	53	43
	友人関係	0	2		友人関係	22	53
	発達障がい等	151	57		発達障がい等	92	107
	その他	111	67		その他	378	275
	合計	H30(325人)	R1(196人)		合計	H30(808人)	R1(762人)

スクールソーシャルワーカー活用実績【令和元年度】

支援の対象となった児童生徒数	人数
小学生	819
中学生	12
合計	831
支援対象児童生徒の抱える課題	件数
不登校	308
いじめ、暴力行為、非行等の問題行動	254
児童虐待	155
その他（発達障がいに関する課題等）	629
合計	1346

教育専門相談員のベカカウンセリング件数経年変化

	H30	R1
件数	808	865

適応指導教室利用実績

	H29	H30	R1
入室児童生徒数	11	13	9
学校復帰者数	10	12	9

25. いじめの未然防止・早期発見

いじめの認知件数【< >は年度末、〔 〕は次年度7月末時点での解消件数】

	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
令和元年度	216件<174件>〔214件〕	121件<104件>〔121件〕
平成30年度	114件<82件>〔114件〕	69件<48件>〔69件〕
平成29年度	85件<56件>〔85件〕	32件<23件>〔32件〕

※1【市・学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、市・学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。

※2【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

※3【もりぐち携帯3カ条】：平成21年1月守口市教育委員会・守口市立学校生活指導研究協議会・守口市PTA協議会・守口警察署により作成。内容は①学校に持って行かない、行かせない②家庭でルールを決めましょう③フィルタリングを徹底しようの3カ条。

※4【意識調査】：学校におけるいじめ・不登校等の諸課題の未然防止に向けた取組みの検証・改善を図るため、自分自身のことに関する7つの項目について、どれだけ肯定的に捉えているかを質問し、学年集団の状況を数値化して変容を見るためのツール。

※5【アウトリーチ型支援】：福祉などの分野における地域社会への奉仕活動、公共機関の現場出張サービス等の意味で使用される。ここでは、教育専門相談員が児童宅へ出向いて、心理的なケアとともに、必要とされる支援に取り組むこと。

重点項目 9	担当課	
9. キャリア教育の充実	学校教育課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・自らの人生を切り拓いていくために必要な力や意識を養うキャリア教育（※）の推進 ・9年間の発達段階に応じた一貫した指導の展開 		
教育委員会の取組み		評価
27 キャリア教育の充実（教育指導事業） 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、すべての中学校区で作成されているキャリア教育全体計画の検証・改善を行う。また、児童生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成するため、最新の進路情報について、学校と連絡を密に行いながら、速やかに情報提供を行う。		○
評価の根拠		
27	<p>全中学校区等でキャリア教育全体計画の検証・改善が行われ、同計画に基づき、小学校での職業調べ、職場訪問、職業講話、中学校での職場体験のように、系統的かつ体験的な活動の取組みが行われた。中学校等の職場体験においては、受け入れ先の許容等により、希望の職場体験先に行けない場合もあった。</p> <p>また、年14回開催された守口市進路指導委員会に指導主事が参加し最新の情報提供を行うとともに、同委員会作成の「進路のてびき」を全中学校3年生等に配布することで、円滑な進路指導を行うことができた。</p> <p>今後の急激な社会の変化にも対応できる力を育成していく視点で、全体計画の検証改善をしていく必要がある。</p>	
今後の方向性		
<p>◆令和2年度より全中学校区等で学校運営協議会を設置することから、より多くの保護者や地域住民等の方々に学校運営に直接参画していただき、地域ぐるみで子どもたちを支える体制が作られる。その中で、発達段階に応じた昔遊びやまち探検、職場体験等の地域資源を活かした体験活動を積極的に行い、子どもたちが信頼できる方々との出会いを通じて、郷土への誇りや夢を抱きながら、生きる力を身に着けることができる教育活動を推進していくとともに、中学校区等のキャリア教育全体計画における系統的な計画のもと、各校での取組みの検証・研究を一層進めていく。加えて、進路指導にあたっては、生徒・保護者が安心して主体的に進路決定ができるように「進路の手引き」を活用するとともに、大阪府の動向を注視しつつ、中学校進路指導委員会に指導主事が参加し、引き続き、学校現場に最新の情報を速やかに提供できるよう努める。</p>		
参考となる図表及び注釈		
<p>※5【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。</p>		

《学校教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆人権教育について、教職員研修に加えて保護者・市民も含めた「貧困問題」の研修を実施するなど、今日的課題に対応できており評価できる。今後、“コロナ時代”と称されるように、人々の不安が大きくなる時代を生きる子どもたちには、ますます豊かな人権感覚を育むことが重要と考える。
- ◆在日外国人教育の推進について、令和元年度より新たに外国人労働者を受け入れている。今後その子どもたちが市内の公立小中学校に入ってくることが予想される。多文化共生の理念に基づいた、なお一層の在日外国人教育をお願いしたい。
- ◆生徒指導について、児童生徒への意識調査における「学校へ来るのが楽しい」の回答率の向上や中学校における自己肯定感に関わる指標の向上は、生徒指導における開発的指導、予防的指導、対処的指導をバランスよく取り組んでいる成果と考えられる。
- ◆キャリア教育について、すべての中学校区でその全体計画が作成され、小中一貫教育のなかで体系的な取組が行われている。今後の取組の検証・改善にあたっては、高度な技術革新が進んだ超スマート社会の到来を見据えたものとし、すべての子どもの自己実現につなげていただきたい。

学校教育 基本方針 3	命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～
方針目標	<p>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。</p> <p>また、学校の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。</p> <p>中学校区で連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みを進め、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p>
重点項目	<p>10. 健康・体力づくりの充実</p> <p>11. 安全・安心な環境づくりの推進</p>

【各評価の目安】
(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	3
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	2
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目10	担当課	
10. 健康・体力づくりの充実	学校教育課 教育センター 保健給食課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通しての健康の保持・増進及び体力の向上 ・家庭・地域と連携した健康と体力づくりの推進 		
教育委員会の取組み		評価
28 体力・運動能力、運動習慣の向上（教育指導事業、教育研究・研修事業） <p>各校において策定する「体力向上アクションプラン」の内容が体力向上に係る具体的な取組みとなっているかを指導・助言する。あわせて、熱中症予防や事故防止等に関する注意喚起を行い、体育学習等における安全確保を徹底する。また、部活動指導員（※1）等の外部人材を活用しつつ、令和元年5月に「守口市立中学校に係る部活動の方針」（※2）を策定し、適切な活動時間や休養日の設定を行い、部活動指導の充実を図る。</p>		○
29 食育の推進（教育指導事業） <p>児童生徒が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通して自らの健康管理が行えるよう、食に関する全体計画・年間指導計画に基づき、指導目標を明確にした取組みを進める。</p>		○
30 感染症等の予防・対応の確立（学校保健安全事業） <p>インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染症防止のため、関係機関と連携を図りつつ指導を徹底するとともに、発生時に緊急対応できるよう、家庭用塩素系漂白剤・マスク・エプロン・使い捨て手袋を常備する。</p>		◎
評価の根拠		
28	<p>各校においては、「体力向上アクションプラン」に基づいた取組みが実施され、体力向上については、各種運動の強調月間の設定や休み時間における外遊びの奨励等、授業以外の時間における具体的な取組み等が行われた。</p> <p>また、体育的行事等における指導上の留意点を示し、指導・助言を行うことで、子どもたちの安全に配慮した取組みの徹底を図った。</p> <p>部活動においては、「守口市立中学校に係る部活動の方針」に則り、適切な休養日及び活動時間の設定がなされていることを定期的を確認し、徹底することができた。加えて部活動指導員を配置した2校においては、教職員の時間外勤務時間が他の学校に比べて減少したことなど成果が見られた。しかしながら、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果において、中学校男子2年生の体力合計点（平均値）が府平均値を下回った。</p>	

29	<p>各校で作成された食に関する全体計画及び年間指導計画に基づき、給食指導と連携を図りながら、各校の目標に向けた食に関する指導が進められた。</p> <p>また、中学校区（1校区）において栄養教諭等による地域での講演、給食だよりや給食試食会の実施を通じて、保護者への食育に関する理解促進のための取組みも行われた。全中学校区において地域への発信を推進していくために栄養教諭を活用した食育の好事例を広げていく必要がある。</p>
30	<p>感染症の予防及び拡大防止のため、手洗い等を行うよう全校に指導を徹底した。また、インフルエンザ等の感染症については、全国的に流行する前に関係機関等が出している感染症対策を全校に配付するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起を行った。さらに、感染症拡大防止のために、家庭用塩素系漂白剤・マスク・エプロン・使い捨て手袋の感染症対策物品を常備し、緊急時の対応に備えた。</p>

今後の方向性

- ◆各校において、自校の体力向上に係る課題に正対した取組みが推進されるよう、新体力テストの結果等の根拠をもとに指導・助言を行うとともに、「体力向上アクションプラン」の更なる内容の充実等について促進を図る。

また、児童生徒が意欲的に体育学習等に取り組む態度を育むため、プロスポーツ団体等による出前授業の活用等を一層進めるとともに、地域人材の発掘、活用の推進に努める。

- ◆部活動については、引き続き「守口市立中学校に係る部活動の方針」に基づき、適切な部活動運営がなされるよう指導・助言を行う。また、部活動指導員を全校に配置し、その効果について検証を図る。
- ◆各校における「食に関する全体計画」、「食に関する年間指導計画」の効果検証・改善を積極的に行うため、引き続き市教育研究会体育部会をはじめ、学校保健会の各部会との連携をさらに強化することにより、一層創意工夫ある授業実践等を市内全体で共有することができるよう努める。
- ◆引き続き、感染症予防の基本となる手洗いに必要な石けんをはじめとした衛生用品の全校への常備を行う。また、万一感染症が発生した場合には、関係機関と連携を密にしながら、感染拡大防止のための迅速かつ適切な指導を行う。さらに、突発的な感染症の流行に対応できるよう、必要な物品の確保に努める。

参考となる図表及び注釈

28. 体力・運動能力、運動習慣の向上

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体力合計点 (平均値)	小学校及び 義務教育学校（前期課程）		中学校及び 義務教育学校（後期課程）	
	男子	女子	男子	女子
令和元年度	52.54点	54.80点	39.80点	50.25点
平成30年度	52.78点	54.35点	40.69点	48.84点
平成29年度	52.58点	54.27点	39.96点	46.41点

※1【部活動指導員】：実技指導や学校外での活動の引率等を行うことを職務とする外部人材。（令和元年度は中学校に2名を配置）

※2【守口市立中学校に係る部活動の方針】：スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」、大阪府教育委員会が運動部と文化部を併せた「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成31年2月）」を参考に策定した部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組みに係る本市の方針。

重点項目11	担当課	
11. 安全・安心な環境づくりの推進	学校教育課 保健給食課 総務課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の危機管理体制の充実 ・学校の安全管理体制の確立及び地域と一体となった取組みの推進 		
教育委員会の取組み	評価	
<p>31 学校の危機管理体制の充実 (小学校運営事業、施設維持管理事業、教育指導事業、学校保健安全事業)</p> <p>各校で作成されている「防災マニュアル」及び「危機管理マニュアル」について検証・改善が継続的に行われるよう指示しつつ、地域と連携した避難訓練の実施を含め、教科等における指導を関連させながら横断的な防災教育を推進する。</p> <p>平成30年4月に改訂した「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した専門医による教職員対象の研修会の実施、食中毒の発生を防止するため、食品の衛生管理体制の徹底等に努める。</p>	◎	
<p>32 学校の安全管理体制の確立 (教育指導事業、学校保健安全事業)</p> <p>警察との連携による小学校等の1・4年生を対象とした交通安全教室を全校で実施するとともに、中学校等の生徒を対象とした自転車の交通安全教室を全校で実施する。</p> <p>また、児童の登下校の安全確保を図るため、保護者や地域による見守りや通学路の危険な交差点等に誘導警備員を配置するとともに、不審者の情報提供があった際には、速やかに各学校等に注意喚起を行う。さらに、消防署と連携して救急救命実技講習会を開催し、万が一の応急救命体制を整える。</p> <p>学校施設においても、学校と教育委員会が連携しながら、定期的に施設点検を行うなど安全管理に努めるとともに、災害時や緊急時の体制づくりに努める。</p>	◎	
評価の根拠		
31	<p>全校において「学校防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」の検証・改善がなされ、様々な場面を想定した避難訓練が実施された。家庭・地域と連携した避難訓練については、14校において実施された。</p> <p>また、教職員の救急インストラクター資格取得者については18名となり、資格更新のための再受講も順次行うことができ、有資格教員の維持にも努めることができた。</p> <p>教職員を対象に、食物アレルギー疾患を有する児童生徒に適切に対応するため、専門医によるエピペン講習会を2回実施するとともに、食中毒防止のため、関係機関と連携した食品・施設等の衛生検査を実施し、衛生管理体制の徹底等に努めた。</p>	

関係機関と連携した交通安全教室については、G20サミットの影響等により小学校等の1年生を対象とした実技指導を行うことができなかったが、学校独自の交通安全教室が実施され、児童の危機管理意識の向上が図られた。

また、小学校等の実情に応じ3年生もしくは4年生を対象とした交通安全教室を実施するとともに、中学校等の生徒を対象とした交通安全教室についても全校で実施した。

児童の登下校にあたっては、小学校等において、児童の登下校時間に校門に警備員を配置するとともに、下校時には放課後下校時警備配置事業（※）を継続して実施した。さらに、市内6地域の青色防犯パトロール団体にも、児童の下校時に合わせたパトロール活動を全団体で実施していただけたことから、引き続き活動支援を行った。

なお、昨年度に引き続き、青色防犯パトロール中の不審者等による被害は発生しなかった。

不審者等の情報については、ミマモルメ等を活用した連絡体制のもと、内容によっては関係諸機関と速やかに連携し、学校へ情報提供することができた。校長会等でも事前に不審者等の情報が入った際の連絡体制について確認したことにより、学校から地域・保護者への連絡も速やかに行うことができた。

今後の方向性

- ◆ 予期せぬ災害が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう、「子ども安心・安全マップ」等を活用した防災教育の推進及び家庭・地域と連携した避難訓練を実施し、児童生徒の防災意識を高めるよう努める。
- ◆ 消防署や警察署等の関係機関と連携した児童生徒への出前授業や教職員への救急救命実技講習会の開催を行うとともに、教職員の救急インストラクター資格取得状況の把握に努め、資格更新をするための再講習の受講を促す。
- ◆ 関係機関の協力のもと、全校で交通安全教室を実施するとともに、学校・PTA及び地域とも連携し、通学路における児童の安全確保に努める。
また、通学路の危険箇所について再点検をするなど、登下校時における児童の安全対策の充実に努める。
なお、青色防犯パトロール活動の補助事業については、下校時刻のみではなく、地域全体の街頭犯罪抑止や防犯意識の向上、市とのより一層の連携強化を目的として、令和2年度から市危機管理室に移管することとした。引き続き、市長部局とも連携しながら、子ども達の安全確保に取り組む。
- ◆ アレルギー疾患を有する児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、平成30年度に改訂した「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した講習会を実施し、教職員への周知の徹底を図る。

参考となる図表及び注釈

32. 学校の危機管理体制の確立

歩き方の交通安全教室実施状況（小学校及び義務教育学校前期課程対象）

	春の歩行訓練教室	秋の自転車安全走行教室
令和元年度	14/14校	14/14校
平成30年度	14/14校	14/14校
平成29年度	16/16校	16/16校

自転車の交通安全教室実施状況（中学校及び義務教育学校後期課程対象）

	実施校数
令和元年度	8/8校
平成30年度	4/8校
平成29年度	7/8校

教職員対象のエピペン講習会参加状況

	実施回数	小学校及び義務教育学校（前期課程）	中学校及び義務教育学校（後期課程）
令和元年度	2回	73名	41名
平成30年度	2回	138名	74名
平成29年度	3回	247名	33名

※【放課後下校時警備配置事業】：各小学校区及び義務教育学校区における下校時の交差点付近の交通誘導を行い、児童の安全を確保すること。

《学校教育分野 基本方針3に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆部活動外部指導員の人材活用等により、部活動に対する意識改革が進んできたとのことであるが、今後も、その配置の効果検証及び指導員の人材確保に努め、生徒にとってより充実した部活動となることを期待する。

- ◆新型コロナウイルス対策に関連して、学校園において大きな混乱なく対応できているのは、これまでの感染症等予防・対応の取組みの成果だと考えられる。今後は、教育システムにおいても、例えば、不登校児童生徒に対するリモート授業等、コロナ対応の緊急的な取組みをスタンダードにするなど、個に応じた取組みを期待する。

- ◆感染症等の予防・対応の確立について、令和2年3月から新型コロナウイルス感染が拡大している。これは、今後長期間にわたり続くことが予測されている。教育委員会にあっては、市内の小中学校と緊密な連携をとりつつ、子どもたちと教職員の感染防止に全力を傾けて取り組んでいただきたい。

学校教育 基本方針 4	学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～
方針目標	<p>学校は、家庭や地域と連携した教育活動をすすめるために学校を公開し、学校評価や学校評議員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。</p> <p>校長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践を進めるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。</p> <p>全中学校区において、義務教育9年間を見通した教育目標を掲げ、一貫性のある教育活動に取り組みます。</p> <p>その中で、本市の小中一貫教育の推進役となる施設一体型の義務教育学校さつき学園を開校したことから、その成果を検証し、他の学校に発信していきます。</p> <p>他方、地域によっては少子化の進行により、学校の小規模化が教育環境に大きく影響を及ぼすことから、平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、子どもたちが多様なものの見方や考え方を身につけ、切磋琢磨しながら集団活動を適切に行えるよう学校規模の適正化を図ります。</p>
重点項目	<p>12. 学校経営の改善</p> <p>13. 教職員の資質向上・研修の充実</p> <p>14. 教育環境の充実</p>

【各評価の目安】
(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	4
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	9
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目12	担当課	
12. 学校経営の改善	学校教育課 教育センター 総務課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育目標や経営方針及び個別課題に対する明確なビジョンと具体的方策の明確化 ・ 家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの展開 ・ R-P-D-C-Aサイクルによる学校経営の改善 		
教育委員会の取組み		評価
33 校長の指導力・リーダーシップの発揮（教職員研修事業） 毎月開催の校長会において、学校教育の推進にかかる留意点、事象への迅速な対応等を校長へ指示伝達するとともに、各校の課題や成果などを共有する場での指導・助言を行う。 また、評価育成システム（※1）を活用し、学校経営の改善をより一層推進する。		○
34 家庭・地域との連携（教育指導事業） さつき学園における学校運営協議会の取組みを踏まえ、令和2年度より全中学校区に導入する「学校運営協議会制度」について、各中学校区に「コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げ、制度の説明を行うとともに導入に係る委員選出や会則等の内容について協議を進める。 また、引き続き保護者・地域住民等へ、学校便りやホームページ等による学校情報の発信等を行いながら、学校支援地域本部（※2）等を活用した取組みの発信に努める。		◎
35 学校の組織力の向上（教育指導事業、支援教育推進事業等） 学校運営に関する評価の結果について、全教職員で共有した上で、学校運営の改善を図るよう指導するとともに、学校における各種教育の担当者を対象とした研修や会議を開催し育成を図る。 また、学校運営体制の充実を図るため、首席（※3）・指導教諭（※4）等の配置及び活用を促進する。		○
36 小中一貫教育の推進（教育指導事業） 全中学校区等に対し、小中一貫教育推進計画の作成を指示し、必要に応じて指導・助言を行うとともに、工夫された取組み等についての情報提供を行う。 また、小中一貫教育の更なる推進を図るため、全中学校区に「コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げ、保護者・地域住民等の学校運営への参画に向けた取組みの推進を図る。		○

	<p>37 学校事務の効率化（学校運営事業）</p> <p>学校事務の効率化を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、学校事務共同実施（※5）を推進する。</p> <p>また、全教職員に配付されている校務用パソコンの有効活用が図れるよう、環境整備に努める。</p>	○
	<p>38 働き方改革の推進（教育指導事業）</p> <p>学校教育の充実を図るため、学校における働き方改革（全体計画）に基づき、教職員の働き方に関する意識改革を図るとともに、業務改善の取組みを推進する。</p>	○
	<p>39 多様な人材の活用（連携協定事業）</p> <p>連携協力に関する協定書を締結している各大学や市民団体等の協力を得て、各市立学校に多様な人材を派遣する。</p> <p>また、企業やNPO法人と協力し、授業の充実や教員の資質向上を目的に、全校の出前授業の実施状況や人材についての情報共有を行う。</p>	◎
評価の根拠		
33	<p>毎月開催の校長会で喫緊の教育課題についての情報提供や指示伝達を行い、校長の指導力・リーダーシップの発揮を促した。</p> <p>また、評価育成システムの目標設定時において、あらゆる項目に数値目標を設定するとともに具体的な取組みを明記し学校経営等の改善を図るよう指導した。</p>	
34	<p>さつき学園における学校運営協議会の取組み内容を踏まえ、全中学校区に「コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げ、各中学校区の実態に合わせた協議を進めるとともに、令和2年度からの制度導入に向けた内容も協議することができた。</p> <p>加えて、全校において学校ホームページや学校便り等での情報発信が行われるとともに、学校支援地域本部との連携の強化により、学習支援や環境整備、登下校時の見守り活動等、学校と家庭・地域の連携による取組みが一層推進された。</p>	
35	<p>各担当教員に対し学力向上、生徒指導、支援教育等の研修を開催し、担当教員間の情報共有及び意見交流を行い、各校の取組みに活かすことができた。</p> <p>令和元年度は、新たに首席・指導教諭等を5名配置できたが、効果的に活用している学校の取組みを他校へ広げていく必要がある。</p>	

36	<p>全中学校区等において作成された小中一貫教育推進計画に基づき、合同授業研究会や児童生徒の交流活動等が計画的に進められるとともに、錦中学校区で取り組まれている合同避難訓練等、工夫ある取組みを発信することができた。また、小中一貫教育を進めるにあたり、学校運営協議会制度について、保護者や地域住民等への概要説明等、全中学校区への学校運営協議会設置に向けた準備を進めることができた。</p> <p>取組みをより進めるため、さつき学園における9年間を見据えたカリキュラムの編成や学校組織等について、全中学校区に広げていく必要がある。</p>
37	<p>毎月の事務連絡会、事務共同実施推進委員会、学校事務共同実施ブロック長会議及び研修会を開催し、学校事務共同実施を推進した。また、校務用パソコンを活用した情報共有や職員会議の開催がより一層進み、事務の効率化につながった。さらに、教材などの情報共有をより一層進めるため、各校のデータサーバをセンター化した。更なる効果的な活用については、研究の余地がある。</p>
38	<p>学校における働き方改革（全体計画）に基づき、全校一斉退庁日設定や出退勤管理システムの運用などによる働き方に関する教職員の意識改革、部活動指導員の配置や地域人材の活用などによる業務改善の取組みを計画的に推進した。</p> <p>また、全校一斉退庁日及び部活動休養日を徹底させるとともに、夏季休業日中には5日間の学校閉庁日を設定することにより、教職員の心身のリフレッシュを図った。</p> <p>しかしながら、時間外勤務の削減に向け、今後も取り組む必要がある。</p>
39	<p>協定大学や企業、市民団体等による出前授業や授業支援を学校で活用してもらうために、各学校での取組みを調査し、記録した。また、大学等から授業支援や、教育実習、ボランティアの申出を受けた際、学校と大学等との調整を行い、事業が円滑に実施されるよう取り組んだ。</p> <p>さらに、令和元年度については、新たに大阪電気通信大学と連携協定を締結した。同大学とは、プログラミング教育に係る出前授業や、国の事業委託を受けて全国に先駆けて遠隔授業の実証研究を行った。</p>
<h3>今後の方向性</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> ◆校長のリーダーシップを発揮させ学校の組織力を向上させるため、評価育成システムの面談を通してより適切な目標設定を行うよう指導するとともに、校長会や管理職研修を通じて校長の指導力の向上に努める。校長へ指示伝達した内容が学校経営に反映できているか調査等を通じて確認し、不十分な場合は指導していく。 ◆令和2年4月からの全中学校区等における「学校運営協議会」の設置に伴い、学校・家庭・地域の「協働」による取組みの一層の発展及び小中一貫教育の更なる推進を図る。 また、制度の導入により、保護者・地域住民等の学校運営への参画により、各学校における教育課程の工夫等に取り組んでいく。 ◆働き方改革の推進については、タイムカードによる出退勤管理を行い、教職員の勤務状況を把握するとともに、第2期「学校における働き方改革（全体計画）」の策定に向けた検討を行う。また、学校閉庁日の継続実施とともに、全中学校等で運動部活動の方針に基づいた部活動を進め、中学校等8校で部活動外部指導者制度を活用していく。 ◆引き続き協定大学等と連携して、子どもたちに多様な学びの場を提供していく。また、各校で独自に行なわれている外部との連携についても調査を行い、他校の実践状況を具体的に共有することで、より特色のある授業を各校で提供できるよう取組みを進め、その成果を広げていく。 <p>特に、連携大学等とは、最先端の学習方法の実証研究や、現場のニーズを踏まえた教育実習の実施などを通して、教育全体の質の向上に資する取組みが実現するよう連携を強める。</p>	

参考となる図表及び注釈

33. 「学校経営の改善」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校支援 コーディネーター	全校	学校のニーズに応じた学校支援ボランティアを派遣する等の学校支援を行う。	33名
学校支援ボランティア	全校	学校の要請を受け、教育支援活動を行う。	1,612名

39. 多様な人材の活用

外部団体との連携・協働状況について

小学校

分類	内容
授業支援	プログラミング体験授業、エコクッキング、租税教室等
農業体験	米作り体験、農業体験等
環境学習	河川の生き物についての講義、エコ教室、電気のしくみについて等
キャリア教育	テレビ番組づくりについての講演、工場見学、店舗取材等
スポーツ振興	プロによるサッカー教室、アメフト交流、ダンスの出前授業等
文化振興	提灯踊りの出前授業、昔遊び体験、歴史講座・ウォークガイド等
安全対策	インターネットやスマホの安全教室、着衣水泳体験、AEDや心肺蘇生法の体験授業等
生活習慣	歯磨き教室、マヨネーズ作り体験、食育出前授業等
非行防止	非行防止教室、万引き防止教室、薬物乱用防止教室
地域協働	銀行ロビーへの敬老の日の絵画展示、学校運営協議会への参加等
人権教育	LGBT・多様な性についての講演、点字・車いす体験、手話・盲導犬体験等
平和教育	平和学習、地雷問題・国際理解についての講演、拉致問題についての講演等
教育機関との連携	インターンシップ、遠隔教育システム実証研究、大学と連携した新体力テスト測定支援等
研修講師等	教員研修、中学校区フォーラム等での講演

中学校

分類	内容
授業支援	理科の出前授業、調理実習の出前授業、租税教室等
キャリア教育	進路オリエンテーション、職業プレゼンテーション、進路ガイダンス等
安全対策	インターネットやスマホの安全教室、交通安全教室、防犯教室等
非行防止	薬物乱用防止教室
人権教育	命の学習、障がい者理解教育、福祉講話等
国際理解	外国人講師の講話、国際理解についての講演等
教育機関との連携	インターンシップ、大学生による授業支援等
研修講師等	教員研修、中学校区フォーラム等での講演

※ 1 【評価育成システム】：教職員が学校の目標達成に向けた個人目標を主体的に設定し、校長等の支援を受けながら目標の達成に取り組み、自己点検と学校等による評価、取り組みの改善を行う。

※ 2 【学校支援地域本部】：学校からの要望に応じてコーディネーターが学校に地域ボランティアを派遣する等の学校支援活動を行う仕組み。登下校時の児童の見守り、長休時や昼休みの図書館開放や読み聞かせ、花壇や樹木などの環境整備等の活動を実施。

※ 3 【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。

※ 4 【指導教諭】：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研究支援、地域連携の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。

※ 5 【学校事務共同実施】：守口市立学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、学校事務における処理体制を効率化する。

重点項目13	担当課	
13. 教職員の資質向上・研修の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の資質向上 ・ 研究授業の充実等、校内研修体制づくりの充実 		
教育委員会の取組み		評価
<p>40 法令遵守の徹底（教職員研修事業）</p> <p>体罰禁止や個人情報適切な取扱い等、教職員のサービスにかかる研修を、新規採用教職員や講師を対象に実施する。</p> <p>また、校長会でサービスにかかる校内研修を指示し、定期的な状況把握を行うとともに、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。</p>		◎
<p>41 教職員研修の充実と指導力の向上（教育研究・教職員研修事業）</p> <p>教職員の指導力向上に向け、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をはじめとした新学習指導要領改訂のポイントや、複雑・多様化する教育課題等に対応した教職員研修を開催するとともに、各校で実施された校内研修に、必要に応じ研修講師として指導主事を派遣する。評価・育成システムの適切な活用について、校長会で詳細説明を行うとともに、学校長との連絡を密にとり、指導が不適切な教員等を早期に把握し、指導・改善に取り組む。加えて、指導教諭の活用を促進し研修会を実施する等、教職員の指導力の向上に努める。</p>		○
評価の根拠		
40	<p>年度当初に新規採用教職員や講師を対象としたサービス研修を実施するとともに、毎月の校長会において府下のサービス違反による処分事例や自己点検チェックリストの情報提供を行うなど、各校での校内研修の指導・支援に取り組むことにより、教職員の処分等にかかる事案は発生しなかった。</p>	

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、「特別の教科 道徳」、小学校外国語、プログラミング教育、虐待、不登校、防災教育等の教育課題にかかる研修、キャリアステージに応じた研修、府外への授業視察をはじめとした授業改善のための研修を行うとともに、必要に応じ、校内研修に研修講師として指導主事を派遣し、指導・助言した。特に教職研究カレッジでは元文部科学省調査官から3年にわたり授業改善のポイントについて講話をしていただいた。

41

校内においても、他の教職員と共有を図ることにより、新学習指導要領の円滑な実施にむけた準備や授業改善を進めるとともに、経験年数の浅い教員の授業力の向上にもつなげることができた。特に5年目研修や10年目研修では、メンタリングの手法を活用し、双方のキャリアステージに応じた資質向上につなげることができた。さらに、校長会で定期的に評価・育成システムに関する情報提供等を行い、システムの適切な活用を指導した。また、指導主事による定期的な学校訪問において、全教員の授業観察を行い、指導力の把握と適宜指導を行うとともに、指導力に課題のある教員に対しては、学校と連携し継続的な指導を行い、当該教員の指導力の改善に努めた。

なお、新型コロナウイルスによる臨時休業等のもとでの学習支援を検討するにあたっては、オンライン授業等のスキルが教職員に必要となったことから、研修の在り方についても見直しが求められることとなった。

今後の方向性

- ◆法令遵守の徹底に向けては、休暇取得の事前申請等日々の服務管理の徹底を図るとともに、毎月の校長会で懲戒処分事例や冊子「不祥事予防に向けて」の資料などを提示し、校内研修を今後とも繰り返し実施していくよう指導していく。
- ◆教職員の指導力向上については、学校訪問等により各校の状況を把握し、各校に応じた校内研修の支援を行うとともに、大阪府教員等研修計画に基づき、キャリアステージに応じた教員研修を行い、1年目、2年目、3年目、5年目、10年目の教員に対して、管理職と連携しながら、組織的・継続的に育成に取り組む。加えて、情報教育担当者会や指導主事による出前授業を通じて、オンライン授業のスキル等の向上も含めた教員のICT活用指導力の向上にも努めていく。
- ◆各校では児童生徒主体の授業が中心に行われており、市教委としてもその取組みを支援するため、アンケート等によるニーズの把握と検証に努め、学力向上プランの推進に向け、課題に正対した研修企画を行う。また、校内研究についてもヒアリング等で、各校の実情に応じたものとなるよう指導・助言するとともに、市で一律指定していた府外への授業視察についても、これまで以上に各校のニーズに応じた視察となるよう取り組んでいく。

参考となる図表及び注釈

教育センター主催の課題やキャリアステージに応じた研修

研修名		対象	目的	開催回数 (回)	参加人数 (人)
教職 研究 カレ ッジ	授業づくり	教職員	子ども主体の授業づくりの推進と、授業力向上を図る。	夏季13 冬季2	380 113
	集団づくり		子ども理解や、学級経営等について向上を図る。		
	教育相談		児童生徒の理解や保護者との関わり方など教育相談に関するスキル向上を図る。		
	情報教育		I C T を効果的に活用した授業づくりの推進、情報活用能力の向上を図る。		
	今日的課題		教職員の資質向上を図る。		
校内研究推進研修		学校の中核となる教員	市内研究校の実践を共有することで各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る。	5	184
守口市授業づくり研修 (全国国語授業研究大会参加 於：筑波大学附属小学校)		校内研究、学力向上に携 わる教員または学校長が 推薦する者	先進的な授業研究のあり方を学び、子ども主体の授業づくりをめざした授業改善の推進を図る。また、先進的な校内研究体制を学び、学力向上の推進に資する。	1	16
講師研修		初めて講師となる者及び 経験おおよそ5年目以内の 講師で校長が推薦する者	指導力向上を図る。	3	39
学校事務職員研修		学校事務職員	給与事務や生活保護等、現在の課題について学ぶ。	3	73

教育センター主催の法定研修

研修名	対象	目的	開催回数 (回)	参加人数 (人)
初任者・新規採用者研修	初任者・新規採用者	実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	7	10
2年次研修	2年目教員	実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる。	5	12
5年次研修	5年目教員	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。	1	21
10年経験者研修	10年経験者	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る。	2	25

重点項目14	担当課	
14. 教育環境の充実	学校管理課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合校の新校舎供用開始に向けた取組み ・ 既存校における教育諸条件の向上 ・ 学校施設整備計画の策定に向けた取組み 		
教育委員会の取組み	評価	
<p>42 さくら小学校の開校に向けた取組みの推進（施設整備・建設事業）</p> <p>令和3年4月の新校舎供用開始を目指し、新校舎の建設工事に係る地域住民説明会を開催し、工事監理業者と協議しながら、工事完了に向けた進捗管理を行うとともに、必要備品等について精査を行う。</p>	○	
<p>43 特別教室への空調設備の設置（施設維持管理事業）</p> <p>教育環境のより一層の向上を図る観点から、令和元年度に、全ての学校の特別教室への空調設備の設置を行う。</p>	◎	
<p>44 学校トイレの大規模な改修（施設維持管理事業）</p> <p>学校施設の老朽化に伴い、トイレの排水管の詰まりや臭気等が発生している新設校以外の既存校のトイレにおいて、教育諸条件の向上として、便器、排水管等の更新についての方針を策定し、順次改修工事を行う。</p>	○	
<p>45 学校施設整備計画の策定（学校規模適正化等事業）</p> <p>平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に掲げた統合等の取組みは一定完了したことから、令和元年度時点での児童生徒数及び学級数の推移はもとより、施設の老朽化にも着目し、より良い教育環境の整備に関する方針を策定するとともに、既存校における教育諸条件向上の観点で、学校施設整備計画を策定する。</p>	○	
評価の根拠		
42	<p>令和3年4月のさくら小学校新校舎供用開始に向けた新校舎の建設工事にあたり、地域住民の理解・協力を得るため、地域住民説明会を開催した。</p> <p>工事開始後においても、工事監理業者と協議しながら、工事の進捗管理を行った結果、初年度においては、概ね計画どおりの工事の進捗となったが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響も想定し、より計画的に工事の進捗管理を行う必要がある。</p> <p>新校舎供用に向けた必要備品等については、学校と調整しながら、精査を行い、令和2年度当初予算に計上した。</p>	

43	<p>小学校10校、中学校7校、義務教育学校1校の計18校の特別教室への空調設備設置について、教育活動への影響を最小限に抑えるため、学校及び工事監理業者と協議しながら、工事の進捗管理を行った結果、計画どおり令和元年度中に全ての工事を完了した。</p>
44	<p>既存校の老朽化しているトイレについては、配管等を含めた抜本的な改修について、学校ごとにトイレの調査を行うなど検討を進め、教育諸条件向上のための整備として、国の財政支援を活用し、取り組む方針を盛り込んだ「魅力ある学校づくりをめざして」（※1）を令和元年5月に策定した。</p> <p>その後、国において、期限付きの国庫補助金交付の方針が示されたことから、補助金交付の申請を行うとともに、設計が完了した学校から順次、工事発注を行った。</p> <p>結果、令和元年度においては、小学校10校、中学校6校の計16校の内、小学校4校、中学校1校の計5校のトイレ改修工事が完了したが、11校が未完了となり、次年度に予算の繰越しを行った。</p>
45	<p>これまでの学校規模適正化の取組みの結果、現状では直ちに統合を実施する学校がないことから、既存校の施設老朽化への対応を主とする方針を示した「魅力ある学校づくりをめざして」を令和元年5月に策定した。</p> <p>その後は、「魅力ある学校づくりをめざして」に基づき、「学校施設整備計画」の策定に努めたが、令和元年度は、策定に必要な建物の老朽化を総合的に評価する耐力度調査を実施するに留まった。</p>

今後の方向性

- ◆令和3年4月のさくら小学校新校舎供用開始に向け、より計画的に工事の進捗管理を行い、工事を完成させるとともに、必要備品等の準備を行う。
- ◆令和元年度から予算の繰越しを行った11校のトイレの改修工事について、令和2年度中に完成するよう取り組む。
- ◆令和元年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、既存校の施設の老朽化に対し、国が推奨している長寿命化改修（※2）を基本とした施設整備の考え方をまとめた「学校施設整備計画」の策定に取り組む。

参考となる図表及び注釈

※1 【魅力ある学校づくりをめざして】

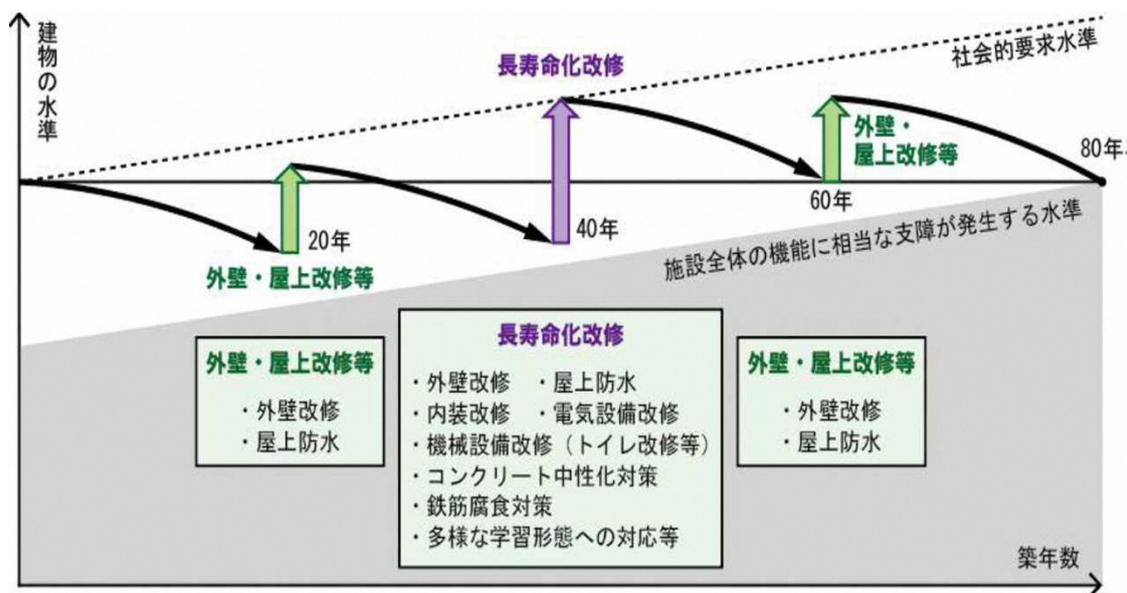
平成24年3月に策定した「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づき、取り組んできた統合等について、振り返るとともに令和元年度における児童生徒数、学級数の推移を踏まえ、更なる統合を直ちに進める必要がないことを示したもの。

併せて、今後は学校施設の老朽化対策に主眼を置き、計画的に整備手法の検討を進めるための計画策定を行うとともに、教育諸条件の向上のための整備として、特別教室への空調設置と学校トイレの改修工事に取り組むことを示したもの。

※2【長寿命化改修】

学校施設における長寿命化改修は、既存校舎の構造躯体（柱、梁、基礎等）を残し、給排水などの建物設備を更新するとともに、施設の機能や性能を向上させるための整備を併せて行うことによって、安全・安心な施設環境の確保と教育環境の質的向上を行うもの。

〈イメージ図〉長寿命化



《学校教育分野 基本方針 4に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆家庭・地域との連携について、守口市では学校運営協議会を中学校区に設置するという全国的にも珍しい形態をとっている。それが中学校区の教育環境の改善にどのような影響を与えていくのか、今後の効果検証に期待したい。

- ◆学校運営協議会について、さつき学園のリーディングスクールとして成果を踏まえて、全中学校区に「コミュニティ・スクール推進委員会」が設置されるなど着実に準備が進んでいることは評価できる。今後、それぞれの地域の特色を活かした取組の充実を期待する。

- ◆多様な人材の活用について、これまでの市民団体等による出前授業や授業支援ボランティアに加え、大学との連携による遠隔授業の実証研究を行うなど、授業の充実や教員の資質向上に向け、実行ある取組になっていると評価できる。引き続き、学校や社会のニーズを踏まえた取組の充実を期待する。

- ◆教育環境の充実について、計画通りに着実に進められ、「守口市学校規模等適正化基本方針」に係る取組が完了したことは、非常に評価できる。今後、新たに「学校施設整備計画」を策定し、さらなる魅力ある学校づくりに取組まれることを期待する。

社会教育	生涯学べる社会をつくる
基本方針 5	～学びときずなを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現～
方針目標	市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力ある地域づくりを目指します。
重点項目	15. 社会教育の振興

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	2
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	3
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	0
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0

重点項目15	担当課	
15. 社会教育の振興	コミュニティ推進課 生涯学習・スポーツ振興課	
目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・市と一体となり、市民の学習意欲を促す取組みの推進 ・文化・芸術活動の支援 ・社会教育における成人基礎学習や青少年健全育成活動の支援 ・文化財を保存・活用するための調査・研究の推進 ・地域のきずなづくり及び地域の教育力の向上への支援 		
教育委員会の取組み		評価
46 学習機会・情報の提供 (子ども読書活動推進事業、講座開催事業、地区コミュニティセンター運営事業) 文化センターやコミュニティセンター等において、市民のライフステージに応じた講座・教室を開催し、市民のニーズに合った学習機会の提供を行うとともに、守口市生涯学習情報センターの改良工事を行い、令和2年4月に本市初となる図書館法上の市立図書館の開館を目指す。		◎
47 子ども読書活動の推進 (子ども読書活動推進事業、講座開催事業、地区コミュニティセンター運営事業) 市内の認定こども園等において「おはなし会」の開催、「子ども読書の日」の記念事業として、絵本作家講習会及びイベント、また、絵本の読み手を育成するため、絵本の読み手のボランティア養成講座等を開催するなど、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、子ども達の読書活動を推進する。		○
48 文化・芸術活動の支援(文化行事開催事業、現代南画管理運営事業) 市民の自主的なグループ・団体による文化活動に対し、事業支援を行うとともに、文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会の開催や日本南画院大作展を行うなど、文化・芸術活動を振興する。		○
49 青少年健全育成活動の支援(青少年団体活動助成事業) 市内において、青少年の健全育成活動に取り組む諸団体に対し、制度を広く周知し、それぞれの活動に対する支援を行い、更なる活動の促進を図る。		○
50 文化財の保存と活用(旧中西家住宅管理運営事業、文化財保護事業) 市民の文化財への愛護意識を高めるため、市文化財展や市民文化財講座を開催するとともに、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」において、四季折々のイベントを開催するなど、市内外に向けて、本市の文化財の魅力や情報の発信に努める。 また、「河内国茨田郡大枝村中村家文書」の市指定有形文化財の指定を行い、「河内国茨田郡大枝村中村家文書」を含め、市民の財産である文化財を保存・活用する取組みを進める。		◎

評価の根拠

46	<p>コミュニティセンターでおはなし劇場を開催し、親学びの会など自主活動団体との連携を図るとともに、多くの子育て世代の方に参加していただけるよう広報活動に努めた。</p> <p>また、守口市立図書館については、図書サービスの深化と多元化を図るとともに、市民の多様な学習ニーズに応じ、講座やイベント等を開催するなど学習機会の提供する図書館法上の市立図書館が完成した。</p>
47	<p>令和元年8月に「守口市立図書館運営方針」を策定し、令和2年4月1日に図書館法上の市立図書館を開館することにより、図書に関する環境が変わることから、第1次計画の成果を引き継ぎ、守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進するため、令和元年9月に「第2次守口市子ども読書活動推進計画」を策定した。今後は策定した「第2次守口市子ども読書活動推進計画」に沿って、読書のきっかけづくりや読書環境の充実を図るとともに、学校図書館と図書館とのさらなる連携に努めるなど、さらに子ども読書活動の推進を行うことが必要である。</p> <p>子ども読書活動推進事業については、絵本の読み手ボランティアに依頼し、認定こども園で9回、児童クラブで10回、コミュニティセンターで9回のおはなし会を開催し、「子ども読書の日」の記念事業としては、絵本作家による「えほんのひろばとえほんのよみきかせ」イベントを開催し、多くの参加があった。</p> <p>また、絵本の読み手を養成するため、絵本の読み手ボランティア養成講座を開催し、子どもが本に触れる場をより多くの方に提供できるとともに、現在、絵本の読み聞かせを行う読み手をしておられる方々にも、改めて絵本や手あそびの知識を深め、仲間と共にモチベーションを高めていただけるよう取組みを進めた。</p>
48	<p>市役所本庁舎において、市総合美術協会との共催で11月に「第63回守口市美術展覧会」を4日間開催し、市内外から309点の応募があり、入選作品173点の展示を行った。</p> <p>また、10月に現代南画の第一線で活躍されている方々の作品19点を展示した「日本南画院大作展」を4日間開催し、415人の入場者となり、今年度から子どもたちに現代南画を親しんでもらうため、小中学生を対象とした、ワークショップ「子ども水墨画教室」も開催した。</p> <p>また、市役所本庁舎の壁面に現代南画作品を四季に合わせて展示し、より多くの方に現代南画の魅力を身近に感じてもらうよう取り組んだ。</p>
49	<p>青少年（18歳未満の者）の健全育成活動に自主的に取り組んでいる団体に対し、事業経費の一部を補助する「青少年団体補助金制度」を平成29年度より開始した。</p> <p>市ホームページや広報誌を活用し、周知に努めたところ、年々利用団体は増加しており（平成29年度：9団体、平成30年度：12団体、平成31年度：17団体）、青少年の健全育成活動の促進を図ることができた。</p>
50	<p>「河内国茨田郡大枝村中村家文書」については、守口市指定有形文化財に指定したことを記念して「河内国茨田郡大枝村中村家文書」の目録及び解題、調査結果報告をとりまとめ、文化財目録を刊行するとともに、「河内国茨田郡大枝村中村家文書の世界」をテーマに市民文化財講座及び市文化財展を開催した。</p> <p>市民文化財講座については、そのほか「北河内での行基の活動」をテーマに開催するなど、子どもたちにも文化財に親しんでいただくため、勾玉作りを体験する子ども考古学教室を開催し、多くの子どもたちが参加した。</p> <p>もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においては、四季折々に関連するイベントや企画展を開催するなど、市民に興味を持ってもらえるような新規事業を開催し、SNSを利用した周知にも力を入れ、例年より来館者が増えた。</p>

今後の方向性

- ◆重点的な内容の講座・教室については、各関係団体と連携しながら、引き続き行うとともに、多くの方に参加していただけるよう、広報活動に努める。
また、守口市立図書館においても、市民の活動拠点として、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」施設の実現に努める。
- ◆子ども読書活動の推進については、子どもたちが読みたいと思う本に出会い、読書を通じて豊かな心を育むとともに、それぞれの課題や目的に応じて必要な情報を主体的に収集し、自らが判断し、活用する能力が身につけられるよう、「第2次守口市子ども読書活動推進計画」に沿った事業を行う。また、守口市立図書館が開館することから、今まで以上に読書活動の推進を強化する。
- ◆多様化が進む青少年関係団体への事業実施に対し引き続き支援を行う。
- ◆現代南画の普及・促進のため、市役所本庁舎などの公共施設等において、現代南画作品の展示を引き続き行うなど魅力発信を続けていくとともに、市美術展覧会、日本南画院大作展の来場者の増加に繋がる広報活動に努める。
- ◆市民文化財講座や市文化財展で市民に親しんでもらえるようなテーマ設定を行うとともに、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」で開催している事業の広報活動に努め、イベントを通じ、文化財愛護意識を高め、文化財の価値を高めることについても取り組む。
また、文化財についても、新たな市文化財指定に向け、専門分野の委員による事前調査を行うなど、進めていく。

参考となる図表及び注釈

48. 展示会での出品・出展数等

(1) 市美術展覧会（開催期間は4日間）

	出品数（点）	入選数（人）	入場者数（人）	会場
令和元年度	309	173	1,076	市役所本庁舎
平成30年度	310	173	1,316	市役所本庁舎
平成29年度	319	172	1,049	市役所本庁舎

(2) 日本南画院大作展（開催期間は4日間）

	展示数（点）	入場者数（人）	会場
令和元年度	19	415	市役所本庁舎
平成30年度	20	69	市役所本庁舎
平成29年度	20	112	市役所本庁舎

50. もりぐち歴史館「旧中西家住宅」年間来館者数

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、2月29日～3月31日まで休館

年度	個人				団体				無料（減免）				合計
	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	障がい者	学校関係	その他	小計	
令和元年度	1,451	32	50	1,533	50	0	0	50	17	725	369	1,111	2,694
平成30年度	1,913	46	52	2,011	0	0	0	0	37	779	399	1,215	3,226
平成29年度	1,108	60	17	1,185	88	0	0	88	13	775	420	1,208	2,481

《社会教育分野 基本方針5に係る学識経験者の意見・助言》

- ◆子ども読書活動の推進について、令和2年6月に開館した守口市立図書館は、「守口市子ども読書活動推進計画」に沿った子どもたちの読書活動をより活発にしていくことが大いに期待される。そうした子どもたちの読書活動を支援していく職員の配置やボランティアの育成に力を注いでいただきたい。

- ◆「第2次守口市子ども読書活動推進計画」を策定するなど、子どもの読書活動の環境の充実を図る方向性が明確になったことが評価できる。令和2年6月に開館した市立図書館がその推進の中核となり、様々な取組みの工夫を期待している。

《点検・評価に係る学識経験者の意見・助言》

◆「めざす守口の教育」を踏まえ、その子ども像の実現に向け、子どもたちの実態に応じて幅広く事業を展開していることや、その実施状況について適切に自己点検評価がなされていることが確認できた

また、各事業について、評価の根拠が整理され、今後の方向性として活かされおり、より市民に取組みの成果や今後の方向性がわかりやすい評価になっている。今後とも、各事業について適切な評価指標の設定について検討いただきたい。

◆今般の新型コロナウイルス感染症を受けて、改めて学校教育の重要性が認識されたところであり、その目的を果たすため「新たな生活様式」を踏まえた学校教育の確立が求められている。こうした社会状況に対応するためにも、教育に関する事務の点検・評価を踏まえたより効果的・効率的な事務の改善に加え、より柔軟且つ機動的な事業展開に期待する。

◆令和2年6月に、守口市に図書館法に則った市立図書館が開館されたことは、守口市の成人だけでなく、子どもたちにとっても、読書がより身近になったことを意味する。この守口市立図書館開館のインパクトは非常に大きい。今後は、市内の小中学校の学校図書館と連携しながら、子どもたちの読書環境をより一層豊かにし、さらには学力向上につながっていくことを期待したい。

【各評価の目安】

(評価結果)

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの	12
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの	35
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの	3
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの	0